

参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和五十九年七月十七日(火曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

七月十七日

秋山 長造君

補欠選任 高杉 勉忠君

出席者は左のとおり。

理事 大河原木 一郎君

委員 岩上 二郎君 真鍋 賢二君 志吉 裕君 三治 重信君 井上 孝君 加藤 武徳君 上條 勝久君 古賀雷四郎君 出口 廣光君 松浦 功君 吉川 芳男君 佐藤 三吾君 高杉 勉忠君 寺田 熊雄君 原田 立君 神谷信之助君

国務大臣 (国家公安委員会委員長) 田川 誠一君

政府委員 内閣官房内閣調査室長 谷口 守正君

警察庁長官 三井 脩君 警察庁長官官房長 太田 壽郎君 警察庁刑事局長 金澤 昭雄君 警察庁刑事局保安部長 鈴木 良一君 警察庁警備局長 山田 英雄君 青少年対策本部次長 瀧澤 博三君 法務大臣官房審議官 瀨 邦久君 文部省社会教育局長 宮野 禮一君

最高裁判所長官代理人 猪瀬慎一郎君

最高裁判所事務総局長 高池 忠和君

事務局側 常任委員会専門員 高池 忠和君

説明員 警察庁刑事局保安部長 古山 剛君 警察庁刑事局保安部少年課長 山田 晋作君 文部大臣官房審議官 養村 幸彦君 会計検査院事務総局第二局審議官 黒田 良一君

本日の会議に付した案件 ○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(大河原木 一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。本日、秋山長造君が委員を辞任され、その補欠

として高杉勉忠君が選任されました。

○委員長(大河原木 一郎君) 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明につきましては、前回の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。○寺田熊雄君 風俗営業等取締法の改正案の審議に当たりまして、各方面からさまざまな批判や危惧が表明されております。殊に警察官の権限を拡大するというふうな見方をしているものが多いわけであり、これは日弁連の批判の中にもそうした趣旨がうかがわれるのでありますが、なぜ警察の権力の拡大がそのように不安の対象になるかと申しますと、これはやはり警察官の社会的な信用度が必ずしも高くない、社会道徳的な廉潔度もそう高いものとは評価せられておらない、また、職権の乱用も非常に懸念されておること、これが一般的な私は風潮だと思えます。これは必ずしも日本だけではありません。世界的なものでもありましょうし、また遠い過去からの歴史のものでもありと思えます。この点は、本法の運用に当たってももちろん十分考慮されなければなりません。

まず、この法の内容自体についてこの点が吟味されなければならぬと考えるのであります。それにつけて、まず私は、先般仙台高等裁判所で言い渡された松山事件の判決、これを取り上げてみたいのであります。

これは既にこの委員会でも議論がなされたこととありますので、多くは申し上げませんが、新聞にも報道されており、判決の要旨を取り寄せてみましたその中の一点だけを特にこの際取り上げてみたいと思えます。

それはどういふことかと申しますと、この事件で最も重要な証拠とせられておる被告人斎藤幸夫が犯行後に使用したという掛け布団の襟当てに付着した血痕群についての判旨であります。これは判決要旨の四、「掛け布団の襟当てに付着した血痕群」という見出しの中にうたわれております。私が特に注目したいのは、この血痕なるものが犯行後に警察官によつて付着させられた疑いが濃いという点であります。鑑定人は犯行直後に三木東北大助教授がいたしてありますが、この判決要旨の中、「三木鑑定時の多数の血痕群は押取後付着したとの推論を容れる余地を残している。」と、こういう部分があります。これが、鑑定人が付着せしめたというふうな推論することはなかなか困難であつて、やはり何とかしてこの事件を有罪に持ち込もうとする捜査官の何人かが、このように後で故意に血をつけたのではなからうかと、これはマスコミの報道も、大体そういうふうな推論のもとに報道をしておるようでもあります。

ここでぜひ警察庁長官にも、それから大臣にもお考えをいただかなければならないのは、おおよそ重大な犯罪捜査に当たつて、警察官が証拠を偽造するといふようなことがあつてはならないことは申すまでもありません。それが単純なるマスコミの推論その他で云ふされるものであるならば、これはそう重大にとらえる必要はないかもしれぬ。しかし、裁判所が判決でそういう示唆をするといふことになりまして、これは容易ならぬこととしてとらえなければなりません。これぐらい警察官の信用を落とすものはないと私は考えるのであります。

松山事件について多くは語りたくないのでありますが、この一点についてのみ私は特にこの委員会で取り上げてみたいと考えたのであります。これについて警察庁長官並びに国家公安委員長

としての大臣の御所見をお伺いします。

○政府委員(三井備君) 捜査に当たりまして、警察官が証拠を発見して事件を有罪に持つていくというのが任務でございますが、だからといって、その証拠不十分な点を、今お話しのように手を加えるというようなことは、もとよりあつてはならないことでありまして、それでありながらゆえに、難事件におきましては、特に警察官は大変な苦心をするわけでございます。したがって、本件について、そのような判決の中で裁判官の見解が、その疑いがあるというような判断が示された点はまことに残念でございます。

我々としては、全く我々がやっておることと裏はらのこととでございますので、そういうような疑いを含みながらも受けることのないようなそういうような捜査をやるべきであると、本件の場合もそのように努めたものと考えますけれども、御指摘のような結果に現在なつておるといふことについては全く残念であると考えられております。

もとより、それぞれの事件につきましては、その後の経過にかんがみ、反省すべき点は反省をし、今後の捜査をよりよいものとするために生かしていくというのが私たちの考え方でございますので、このように努めてまいりたいと思っております。

松山事件につきましては、今回判決がありまして、さらにこれをどうするか、上訴というふうなこともあるわけでありますが、それは私たちが扱うことではございませんけれども、そういうまだプロセスにあるというところでございますので、細部一々の点についていろいろと論評するべきまだ立場にないと思っておりますけれども、基本的にはこういう立場で対処してまいりたい。捜査一般にはそういう立場で我々が臨んでおるといふこととでございます。

○國務大臣(田川誠一君) 警察は当時全力を挙げたて捜査を行ったものと思っておりますけれども、判決で指摘された点につきましては、真摯にこれを受けとめて、今後の捜査に生かすように指導をしてまいりたい、このように考えております。

○寺田熊雄君 たいまは犯罪捜査の面で警察官の職務執行の不公正の面を論じたわけでありまして、そのほかのさまざまな不祥事件一般が絶えずマスコミをにぎわしておるといふ点は、これは否定できません。ただ、これにつきましては、先般のこの委員会で集中的な御論議があつたようでありまして、余り多くを質問する気持ちはございません。

ただ、私自身も、私どもの仕事である弁護活動を通じて、かなり警察官の権限の乱用というものに接してあります。殊に警察官のただの飲み食いと思われぬ点に時々出くわすのであります。殊に私がかかり慣りを発したのは、老婆がやつておる飲み屋で料金三百円をお客の警部補に要求したところが、直ちに営業時間の超過についての摘発があつたという訴えを受けまして、直接その警部補に私電話したのであります。けしからぬじやないかと申して。そして、その摘発はすぐやまつたのであります。これは私自身の体験であります。

それから、岡山県の温泉地の女中が淫行を助けた。女性をその旅館に入れた、お客の依頼によつて。そして、それを刑事事件として立件された事件であります。なぜその特定の女中を捕まえたかという点についても、そうした頻繁な事例があるのになぜその特定の女中だけを捕らえたかという点にかなり疑いを持ちました。しかし、それは私も忙しかつたので、あえてそれを助けるということではできなかった。

それから最近、岡山のある弁護士から情報があつたのであります。あるゲーム屋の身内の者がキャバレーで女の子にセックスを強要させた。それは、そのキャバレーが管理売春で刑を受けるに至つたのであります。営業停止にもなつたのであります。後でそのゲーム屋の身内の者が、実は警察の防犯課の者に頼まれて、趣旨は、その防犯課の者が、わしの点数を上げるのに協力してくれということ、せがまれてそうしたという告白をしたのであります。その弁護人は私にそれを通報をいたしまして、警察官の規律の乱れということ

のをやはり何とかしなければいけないということとを申ししたのであります。

さらにまた、あるマージャン屋が賭博関連で手入れを受けましたときに、自分はあるかなり上級の警察官に毎月三十万円ずつのお金を提供しておるので、絶対に手入れを受けるというようなことはないと思つておつたこととあります。その弁護人も、警察に行つて、実はその点についてその情報を告げたのであります。警察の方は、そんなことはあるはずありませんというのであつたが、よし、それならばそれを私の方で表に出そうかということ息巻いたところが、翌日、実はそういう点について事実があるようだけれども、これは何かとつ内分にとつたこととあります。これは何となくつ内分にとつたこととあります。そういう事実を公にして、特定の人の名前を挙げていかなければ、そうした権限の乱用というの改まらないんだけれども、それがやはり名前を挙げて警察と対決するということはなかなかできにくいようでありまして、私はあえてやるべきだと言つたのであります。その弁護人は、そこまでは勘弁してくれということとあります。そういう私どもの直接の体験もありません。

それから、最近、松橋忠光という人が、これは警察のOBのようでありまして、「わが罪はつねにわが前にあり」といふ、こういう本を出しておる。まだ精読したわけではないけれども、一読しただけで私は、警察の内部規律の乱れといふことが、職権の乱用というか、それについて、これはもうほうっておけないのではないだろうかと思つたのであります。

しかも、天下の朝日新聞に「わたしの言ひ分」と題して、これはことしの七月九日であります。かなりなスペースを割いた主張が報道されておる。

これによると、福岡県警察本部の警備部長たりし三十七年から三十九年にかけて、月に五十万円の部長経費を受け取つていた。当時私の月給は六、七万円であつた。原資は旅費と捜査費である。

部下が空出張をしたり、領収書を偽造して裏金をつくるわけだ。内閣調査室にいたときは、私自身三カ月に一回ずつ、協力者への報償費という名目でにせ領収書をつくつておつた。私が内閣調査室を去るとき——これは昭和五十年だぞでありまして、二百数十万円のせんべつをもらつたが、その八割以上は公金から出たものである。

一体こんなことがあつていいのだろうか。労働組合がやみ手当をもらつたんだということになりまして、マスコミにもたまたか、議会でもたまたかれ、それはもうこてんこてんにやられてしまふ。天下の警察がこんなことがあつていいのだろうか。国民のだけれどもこれは思わざるを得ないのであります。これがこそこつとやられておるのでない。堂々と単行本で主張され、朝日新聞に主張されておる。これは朝日新聞だけじゃないようでありまして、こういうことがあつていいかどうか、おおよそ大臣も警察庁長官も、これはもう痛切にお感じになると思つた。まずこの問題について、警察庁長官と大臣の御所見をお伺いしたい。

○政府委員(三井備君) 今御指摘がありました著書でございますが、あの中では、本人が自分で体験したことと、大要信憑性があるような形で書いておられますけれども、どうも本人一流の思い込み、独断というふうなものも多く、私たちが大変迷惑をしておるわけでございます。

おおよそ我々が扱つておる経理につきまして、これは適正に行われなければならないといふことについては申すまでもないこととございまして、私たちは常にその点について努めておるところでございます。

元幹部ということであつたに言つておられますので、そういうことで私たちが疑いを受けることのないよう、常にそういう点についてはよく注意をしてやつてまいりたいといふように考えます。

○國務大臣(田川誠一君) 私、この本が出版したときに、すぐ本を読みましたが、全部は読んでおりませんが、途中まで読んでおりました、私も物書きの仕事随分やつておりました。

れども、少しやはり体制内で不満分子が書いた一流の書き方をしておられるようでございます。全部読んでおられます。要旨を聞きまして、後で読んで人の話を聞いたり、あるいは該当事に多少話を伺いましたけれども、結論としては、二十年前におやめになった方がやはり相当な不満を持って書いたものだというふうに思います。そして、やっぱりそのところをよく読みますと、だれが言ったとかこういうわきがあつた、こういう書き方なんです。よく政党的なもので、政党的幹部が政党的に造反してやめて書かれるというふうな文書に時々そういうものもあつたけれども、そういうふうなもので、どうも私は全部信することはないし、それからもう一つ特徴的なことは伝聞が多い、こういうふうな感じがします。

それからもう一つ、著者の個人的な資質は、個人を知っている人いろいろ聞きますと、相当変わった人であるというところをいかに言ってもおっしゃつておられます。そういうことで私は、あの本は外から見ると非常におもしろいように見えませうけれども、真実性については非常に之しい、こういうふうな思つておられますし、関係者から話を聞きまして、そのような報告を受けておられます。○寺田熊雄君 この著者である松橋氏自身の資質についてお話しは、私のところにも二、三の情報が入つておられます。これは先方の方から私に通報してまいつたので、おっしゃるとおり若干奇矯な行動があつたことは事実のようでありまして。しかし、私もその主張の信憑力を探るために、私の友人である警察のOBでかなりの要職におつた者に問い合わせしてみた。本人とも話をしてみた。ところが、なるほどそういう奇矯な言動があつたにせよ、本人が受け取らない金を受け取つたようなこととは言わないだろうという点は、その友人が申すのであります。この友人は警察官当時も非常に信望のある、そして公平な見方をする人物であり、それが受け取らない金を受け取つたと言ふようなことは無いと思ふということを申すのであります。

今大臣は、伝聞ということでは信憑力を否定なさつたようでありまして、金を受け取つたというのことは伝聞ではない、自己の体験を告白していることであつて、これはまさに直接的な体験の表明なのであり、一つは警備部長時代に自己が受け取つた、一つは昭和五十年に内閣調査室を去るときに受け取つた、その自己の体験を物語つておるのであります。したがつて、私はその金銭の授受については信憑力ありと考へざるを得ないわけではあります。そこで、内閣調査室長がおられるならば内閣調査室長にお伺いをしたい。

この松橋氏が昭和五十年に内閣調査室を退職するときに、その主張のごとき退職金を受け取つたかどうか、まずこれをお伺いしたい。——じゃ、これは後でいい。それから、警察庁の官房長はいらつしやいますか。官房長はたしか衆議院の地方行政委員会、私は二度も警察本部長をやつたけれども、さうなせんべつを受け取つたことは記憶にありません。と、こういう答弁をしておられる。記憶にないというのとはやや趣を異にする。これは私どもしばしば法廷で証人の証言をつぶさに検討する場合におち当たることであるが、記憶にないというこれは、そういうせんべつなるものを全くあなたは受け取つたことではないという趣旨か。どちらです。○政府委員(木田壽郎君) 私は記憶がないと申し上げましたけれども、今お話しのようなやや言葉足らずであつた点で、すぐつけ加えて、そういう事実はないというふうに申し上げました。○寺田熊雄君 その点も私は松橋氏に、警察庁の官房長はそういう事実がないと言つておるぞいことを伝えましたところ、彼は言下に、それはうそですと申すところを申すのであります。これは水かけ論になるかもしれないけれども、片一方はないと言ふ、片一方はあると言ふ。ロッキード事件のようなものである。そこで、これはやっぱり天下の警察の信用度に

かかる問題であります。私は天下の大事とまで言わないけれども、しかしかなりこれは粗略に扱つていい問題ではない。したがつて、これはやはり事は警察の信用に関する問題でありますので、松橋氏を参考人としてこの委員会に喚問していただきたい。そして、事の是非を明らかにさせていたいただきたいと思うのですが、委員長いかがでしょうか。○委員長(大河原太一郎君) 寺田君に申し上げま

理事會に諮りまして、相談の上、結論を出します。○寺田熊雄君 会計検査院の方は来ていらつしやいますか。このようなことが公然と論ぜられるということになりまして、私どもはやはり会計検査院にこうした点の検査を嚴重にするような要望を提出せざるを得ないわけでありまして。会計検査院がこういう問題をいかにいかにして國家の経理が適正に行われる道理がないわけ、この点で、会計検査院は警察の捜査費等に対する検査をどのように行つておるか、まずこれをお伺いしたい。○説明員(黒田良一君) お答え申し上げます。会計検査院におきましては、警察庁関係の検査は他の省庁と同じように検査を実施しております。すなわち、在庁で検査を実施いたしております。すなわち、在庁で検査を実施いたしております。二つの方法で検査を実施しているところがございます。で、会計検査院には毎月警察庁の方から証拠書類が提出されてまいりますので、この関係の検査を在庁で検査いたしまして、それから現地に臨みまして足らざるところを捕らうという形で実地検査をしております。検査を実施しております検査担当課は二十人でございます。そこは國家公安委員会、警察庁以外にも法務省、裁判所といったところを検査しております。そこに提出されます計算書が三十三万冊、一年間でございまして。証拠書類が五百八十四万枚という多数の証拠書類がございまして。そ

の中から警察庁関係のものを書面検査をし、実地検査をやるということを実施しておるわけでございます。在庁検査におきましては、今先生から御質問のございました捜査費につきましては、特に捜査費関係の取扱責任者に対しまして支出決議書、それから取扱責任者の領収書、支払い明細書、こういう計数金額を支出計算書と対査いたしまして計数を確認いたします。それから、実地検査におきましては、他の庁費の検査と同様に、現金出納簿、支払い同い、支払い精算書、領収書等によつて検査を実施しているところでございます。

何分にも、五十八年度の決算額で見ましても、警察庁は年間千五百三十三億円ほどの費用を支出の予定でございます。決算額が六十九億円程度になるわけでございます。ですから、全体の中で占める割合は非常に少のうございまして、事務柄の性質上、これにつきましては嚴重な検査を従来から実施しておりますし、今後も検査を嚴重に実施する所存でございます。○寺田熊雄君 千数百億の中の六十九億ということでは全体の比率は必ずしも大きくはないけれども、やはりこれは純粋に我々の税金から賄われておるわけでありまして、金額が少なくないとしていいかげんにすべきことではない。それで今、会計検査院審議官の方では厳正に検査を行つておることでありましたが、私も事務当局の説明をお伺いすると、必ずしも受領証の名義人に当たつてそれを確かめておるというわけではないようでありまして。この点はいかがですか。○説明員(黒田良一君) 捜査費というものはその特殊性、費目といたしましての特殊性の点から、警察庁の方から会計検査院に對しまして計算証拠書類の簡易証明の承認方の申請がございまして、それで私どもはそれを承認しているということになつております。したがつて、現在会計検査

院に来ております証書類は、三十四年以降その方式でやられておるわけでございますが、そこでは取扱責任者が何月分幾ら使われたかという支払い金額、それがわかる一覧表だけでございます。実際に実地検査に際しましては、各管区警察局長あるいは都道府県本部におきまして、取扱責任者のもとで、さらに取扱者がどのようにそれを使用しておられるか、現地に証書類を確認することによって確認をしております。

○寺田熊雄君 一々受領証の名義人に当たっております、こうおっしゃるのか。

○説明員(黒田良一君) 取扱責任者の手元に保管しております領収書を確認いたします。それでございませぬ。実際にその領収書に書かれております名義人、それを一応確認して、全体としてどのくらいの金を使っておるかということを確認するということでございます。

○寺田熊雄君 ちよつと説明がなかなか複雑なようで、もう一通端にお伺いしたいが、その名義人に現実には当たる調査を実施しておるかどうかと伺っておるんです。

○説明員(黒田良一君) その名義人のところには直接当たって検査をするというようなことはしておりませぬ。

○寺田熊雄君 なお、事務当局者のお話を伺うと、今審議官が答えられたように、直接名義人に確かめてはおりませぬ。また、確かめようとしても、その名義人の住所が何々市何々町一丁目というところである、番地の記載のないようなものがほとんどである。したがって、なかなか確かめることが困難である。それからもう一つは、ペンネームを使用した受領証があつて、これが真実何人なりやという説明を受けたのですが、それはそういうのは事実ですか。

○説明員(黒田良一君) 捜査費の性格上、いわゆる情報提供者、これの人身の保護の面、あるいは今後の捜査の方向、その辺を勘案いたしましたして、

非常に細かい点までチェックすることはできないということでございます。

○寺田熊雄君 初めからそういうふうにおっしゃつていただければ片づいたと思うんですが、私も警察の関係者にお伺いすると、一応それは領収書が必要なんですというので、一応という説明がある。昔の機密費とは違ひますというので、なるほど昔の機密費の場合は私もいろいろ事実を知つております。例えば私の友人のおやじであつた警察署長、これは当時は東京市でありまして、東京市のある警察署長、毎月百五十円機密費をもらつていたようでありませぬ。そのときの小学校の教員の初任給が四十五円程度でありましたから、これはもう毎月百五十円の機密費というのは大変なものだ。

ところが、現在はこの機密費がない。捜査費ということになつてゐる。捜査費ということになると、一応の領収書が必要とする。しかし、今審議官が言われたように、これは捜査費の性質上、その根拠も葉掘り調査するわけにはまいらぬ。また、警察の方もそれを知つて、ペンネームの受け取りを善く、所番地もはつきりしないというようなことが現実に行われておるようであります。しかし、それはやつぱり捜査費だけを果たして特別扱いにすることが妥当かどうかという財政技術上の問題は残ります。

もう一つは、これは警備警察、今、警備局長いらつしやるが、情報を提供してもらつたらお礼をする。これは公安調査庁でもやつておること、お礼をすることが悪いこととは私は申さない。ただ、どんな情報を提供したのかという点の情報を時にはやつてみられた方がいんじやないかと私は考える、会計検査院も。全く捜査費は別扱いですと言つて、その情報については一切タッチしないというのはどうだろうか。いかがです。

○説明員(黒田良一君) 先生のおっしゃる趣旨、よくわかります。

確かに元決算委員長として、国の財政についてのお目付け役ということで、いろいろ我々を御指導してくださつた先生の御発言でございます。先生の御趣旨を体しまして厳重に検査を実施して、と思ひますが、ただ捜査費というものは、先ほど来何回も申し上げておるわけでございませぬが、非常に難しい点をいろいろと含んでございませぬ。それで、情報の提供者そのものに会わなくても従来、先ほどからお話ございました元警察幹部の方が出された本が出るまでは、あのようなことがあるとは私も思つてもおりませぬ。実際にあれが伝聞証であるということでございます。実際、私もあれにつきましましては確かに証書があるわけでございませぬので、あれについての論評を差し控えたいと思つてございませぬけれども、あつた本が出た以上、あれを一つの資料といたしまして厳正な検査を今後実施したいと思つておりますが、なおかつ情報提供者そのものところへ行くとおつたことは、私も差し控えたいと思つております。と申しますのは、やはり日本の警察というものは世界に冠たる優秀な組織でございまして、私も警察を信頼しております。

それで、いわゆるそれが警備活動あるいは公安活動におきまして支障を生ずるようなことがあつてはなりませんので、まして情報提供者がだれかということがわかつて、その方にもし人身事故でも起こつたら私どもとしては困ります。

そういう点をお勧めいたしましたして、先ほど申し上げました千五百三十三億のうちの六十九億円でございませぬ。そのうち実際の本当に怪しいと思つたのは、またさらに非常に金額が小さな金額になるだろうと思ひます。その辺を勘案いたしましたして検査を実施いたします。そういうことで御了承いただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 今の審議官のお答えはなかなか力強い決意の表明と私は受け取つた。非常に結構だと思ひますが、ただ一つだけ御注意申し上げると言つては何だが、警察への情報提供者が何人なりや、またその情報がどんなものであるかという点

に余り深入りしたいというような御意見もあるようだけれども、聞いてみると、警察の方もこういう情報ですと見せる程度に言つて返していただくと、取り上げられまうと、それで忘れられてくださいと、こう言つておつた。

そこで、例えば大蔵省が防衛庁の予算を審議する場合に、それは防衛機密にわたることでもやれば大蔵省は大蔵省の責任として、その予算が必要なものか、適切なものかどうかという点、ある程度やはり入らなければ予算が編成できないと思ふんです。もう防衛庁に軍事機密ですと言われたらうのみにしなさいかぬか、私はそうじやないと思ふ。大蔵省の役人もやはり日本の財政を預かる大きな責任を持つのであつて、防衛庁の言うことをうのみにするような主計官であつたら意味ないでしよう。だれでもやれる。それはちょうど戦前に高橋大蔵大臣と軍部が渡り合つたことをやはり思い出すのでありますけれども、私はやつぱり自分の職分については徹底した自負と責任感を持つてもらいたいと思ふ。

だから、裁判所が軍事機密について裁判するときだつて検事が、軍事機密ですから裁判長、あなたはこの中身は聞かぬでくださいと言つたつて、裁判長はそうはいかぬ、やつぱり聞かぬか。軍事機密なりや機密にあらざるやということは、裁判官はやはり自分で判断する。だから裁判官はその中身をやはり調べる。あなた方も、これが情報なりや否や、果たして情報と言ふに値するや否や、これはやつぱり調べなければだめですよ。その点は、だからあなた方がそれを公務員としてほかに漏らすようなことは、これは考えられないから、警察もやはりそれを信用すべきであるし、あなた方もやはり権威を持つて、おれはおれの職分を調べるんだ、おれは漏らさないから安心して言つて、しつかりお調べになるがよろしい、こう思ひますよ。

○説明員(黒田良一君) 会計検査院におきましては、今先生がおっしゃつたような防衛機密等も含

めましてもちろんのこと、戦前の機密費というのがございまして、戦前の機密費はノータッチということがあつたようでございますけれども、現在におきましては機密費というものは、やはり会計検査の対象とならないものはないというふうに私も考えております。

したがしまして、防衛秘密のものでも、いわゆる防衛費というようなことでも現場で見せていただくものは見せていただきますし、御説明はさせていただきます。それと同様に、捜査費等についても聞きまして調査官が心証を得るまでは説明を求めまして、今までのところ警察庁の方からは説明を得ているということでございますので、その辺で会計検査院は、一応適正に執行されているということで心証を得、検査を終えているということでございます。

したがしまして、警察庁につきましては、従来特に違法または認められたという事項はございませんが、そういったことで検査は今後も実施いたしますけれども、先生のたゞいまの御提言を体おしまして慎重に検査をやりたい、かように思っております。

○寺田熊雄君 警備局長、何か御用事があるということだから今伺いますけれども、捜査費の問題、これはやっぱりあなたの方の聖域と考へず、慎重なまた厳重な会計検査に嫌がらずに、それをつちりと受けとめた会計の処理をしてもらいたいと思つて、殊にこういう本が出た今でありますからして、これは相当あなた方も心して捜査費の運用をしていただきたい。いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) 捜査費、旅費その他経理の適正な執行、これは警備局に限らぬことでございますが、警備警察の分野ではかねてから適正を期しておるところでございます。

先ほど来伺つておられますと、松橋氏の著書が真実であるという前提でお尋ねのようでございますが、部長経費の問題につきましても、当時の関係課長に事情を聞きまして、自由に使える部長経費があつたなどということとはとんでもない間違いだ

と、警備部の各課の活動経費について各課長とにあらかじめ配賦の枠を指定するのでなくて、当時の福岡県警備部のやり方は、どういふ事件が起きるか分からない、そういう意味で臨機応変の執行体制をとるために、各課長ごとに部長の決裁を得て使うような枠というものは設定しておつたと、その部長決裁を経て執行するという点を誤解しているんじゃないか、自由に使えるなんという点においては事実にごまかさない点がございまして、それから体験した事実は間違いないだろうとおっしゃいますが、松橋氏が当時けん銃を携帯するに至つて管理職の地位を違はれておられるわけでございます。福岡県警備部長以降、そのけん銃携帯の記述を見ますと、二百八十六ページ以下に、某労組幹部と新聞記者から君は命をねらわれておられると勧められ、二、三の人からけん銃所持をすすめられていた私は、Y警備部長の自殺を契機として心構えを新たにすつもりで私用のけん銃を持とうと決め一た云々と書いてございまして、これは当時の関係者に聞きますと、ある部外者が料亭に招かれたとき、その部外者のけん銃を携帯しやならぬといふことで私用のけん銃を携帯して、いきなり出たのがきっかけでございまして、当時の部下の課長は、宴席にけん銃を持っていくとは何事だと、そういうことで強くとめて、命令だと言つたので、命令ならば私は辞職するということでございます、けん銃携帯をとめたということが真相でございます、どうも自分のことに聞きますと事実にごまかさないように記述してあるわけでございます。

それから、松橋氏の金銭感覚をひとつ立証することを申し上げたいと思つて、既にその本を執筆中だと思つて昨年の二月に、かつての部下であつて首都圏の本部長をやつておられる者、夫婦で旅行したいから観光地の旅館をとつてくれといふ依頼があつた。もちろん依頼に応じてホテルをとつて、個人タクシーまでチャーターして案内したわけですが、その個人タクシーの経費は

もちろん支払わずに、朝迎えに行くホテル代を払つてくれぬ、こういうことです。ホテル代は当然支払うべきだと思つておつたんですが払つてくれぬ。それじゃとて話をおいまいにしておつて、彼はその後輩の本部長に払わせたいわけだ。これはいまだにその者は、何ということであるのかと、警察を離れて十数年、自分の私的な旅行にですね。そこで、タクシー代四万二千五百円、ホテル代三万一千五百円、この領収書をその者は今でも持っている。何たることであるかということが金銭感覚の一つを物語ると思つて、何か自分のしたことについてだれかが払つてくれるだろうという期待が常にあるのではないかと思つておつた。

○寺田熊雄君 警備局長、こちらが聞かないことを長々と話する必要はないんです、これは答弁なんだから。そんな料亭でだれとけんかしたとかホテル代がどうしたなんて私は全く聞いていない。そうでしょう。そんなにあなた、この本に対してふんまんを持つ、そのふんまんをこの場で表明する必要は全くない。貴重な時間をそういうことで費やすべきでない。

そうでなくて、私がおあなたにお尋ねしたのは、やはり捜査費というものは厳重な使用方をしほしい、領収書も受け取つた人間の所管地なんといふものをいいかげんにしないと、ペンネームじやなくて実名を使うとか、そういう点を慎重に配慮してもらいたい、こう言つてあなたにお尋ねしたんです。

○政府委員(山田英雄君) 今御指摘の点を含めまして、適正な執行には従来からも努めてまいりましたし、努めてまいりたいと思つております。ただ、情報収集に関連しての協力者の問題でございますが、これはやはり一人一人の協力者の問題ではございませんで、協力関係が外に出ないという信頼関係において御協力をいただいているわけでございます。したがつて、その信頼関係を崩すようなことがありますれば情報収集活動全般の基盤が崩れますので、個々の場合についてその

協力関係を外部に秘匿するという事情があることは御理解いただきたいと思つておつた。

○寺田熊雄君 それ私に違つたと思う。つまり、天下に明らかにするとか一般の私人に漏らすとかいうのではない。やはり国家の財政上の経理を適正なものにする、そういう大切な任務を持つておる会計検査院が事の真否がわからぬようなものであつてはいけぬと言つておつた。そこだけの問題だ。だから、情報提供者との信頼関係を損なうといつたつて、会計検査院が見たからといって、情報提供者とあなたの方の信頼関係が失われるというものじゃない。それは警察だけで、もう他の国家機関に対しても一切秘匿しなければならぬというふうなものじゃないと思つておつた。それでどうですか。

○政府委員(山田英雄君) 再び同じことをお答えするようで恐縮でございますが、協力関係といふのは、その協力者と運営者との間においての信頼関係に基づいておつた。その信頼関係といふのは、やはり外に出るということがないということが一番大きな軸にならうかと思つた。ちよつと違つたかもしれないが、例えば新聞記者の方の場合、取材源といふものは法廷でも言うことを拒否するといふ取材源の拒否の、公表しないという問題があるかと思つたが、それもやはり新聞記者のモラルとして、取材活動の一つの信頼関係を維持するための事柄だろうと思つたが、我々はそれ以上に公的に、国家秩序を維持するといふ責務を遂行するための情報収集活動、その協力者との信頼関係でございますので、これは部外といふよりも、部内においても運営者として外へ出さないといふ事柄は多いわけでございます。

○寺田熊雄君 それはいかぬ。それはとんでもない間違いだ。取材の秘密といふものは、これはアメリカの最高裁判所の判例でも日本の裁判所の判例でも、他の公益的な目的、例えばこの人が有罪かどうかということ明らかにする必要があるれば裁判所が命令してそれを明らかにする、明らかに

第二部 地方行政委員会会議録第十七号 昭和五十九年七月十七日【参議院】

しなければ法廷侮辱罪で、アメリカでは新聞記者でもおち込まれてしまう。日本でも同じですよ。だから、いわんやそれは表現の自由という憲法の第二十一条のそこから流れ出る新聞記者の最も根源的な権利でさえも絶対的なものじゃないんです。他の公益的な目的には一歩譲るべきものである。まして警察の情報などというものが、それが会計検査院の検査さえも拒み得るといふような、そんなばかんなことは無い。これは承服できない。答弁を改めて——これ、大臣にしろ警察庁長官にしろ、そんな答弁では納得できない。

○政府委員(三井信君) ただいま答弁しておられますように、一種の情報活動あるいは広い意味での情報活動でありまして、それは捜査情報であったり警備情報であったりいろいろするわけでございます。それで、これにつきましては、何といたしましても、情報収集をする人と協力して情報を提供する人と、この二人の信頼関係ということが大変大事なものでございます。そういう点が、今お話しのように、新聞関係でもマスコミ関係でも大変重視されておられるようなことを申し上げたいと思ひますが、私たちにおきましてこの点は大変重要なものであります。したがって、公判等での点についての証言を求められまして、その辺の事情を説明をいたしましてお断りを申し上げるというようにしておるわけであります。そういうような重要な信頼関係にかかわることということでございますので、そのような取り扱いはしておるわけでございます。

○寺田熊雄君 納得できない。だめだ、それじゃ。そのあなたの言うのは、憲法上、法律上どういう根拠があるか、根拠を言いなさい。

○政府委員(三井信君) これは我が国の裁判所でも、新聞のニュースソースのことに關してであつたと思ひますけれども、先生今御指摘のように、公判で重要な事項について新聞記者が証言を求められた、新聞記者はこれに対して証言を拒否するというところで、それは罰金だというようなことがありましたが、もう数年前の最高裁ではその場合

に、ある程度の条件はあつたかと思ひますけれども、ニュースソースの秘匿についてはこれを認め、こういうような、小法廷であつたと思ひますけれども、判決があつたというように私たちは承知しておるわけでございまして、必ずしも判決等にこだわらないわけでありまして、ニュースソースの秘匿というものは大変重要なことであるというように裁判その他でも扱われておることは私ははつきりしておると思ひます。

同様に、私たちがこの高度情報社会の中で行う警察活動というのは、そういう意味では情報活動という側面を強く持つておるわけでありまして、情報活動が成り立つ基本というのは、情報を提供する人と情報を受け取る人との信頼関係というものは大変重要な基礎的なファクターである、こういうふうに考えておるわけでございます。

○委員長(大河原太一郎君) 速記をとめて。

○委員長(大河原太一郎君) 速記をとめて。

○委員(山田英雄君) 先ほど来お答え申し上げておられますのは、我々の情報活動における協力者との関係の基本を申し上げておるわけでございまして、ケース・バイ・ケースでは、先ほど会計検査院の審議官からお答えのように、その実態を明らかにするために、必要がある場合にはいろいろな御説明を申し上げているケースもあるわけでございます。先ほど申し上げました、信頼関係を守るためには裁判所においてもその事情を申し上げてお断りしておると長官からお答えいたしました法的な根拠は刑事訴訟法第百四十四条でございます。公務上の秘密に關する証人尋問の規定でございますが、本人から「職務上の秘密に關するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。」と、それで、ただし書きで「当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合は除いては、承諾を拒むことができない。」したがって、まして国の重大な利益を害するという場合においては百四十四条の規定により拒むことができるわけ

でございます。事例としては、この規定により証言を拒んだというケースはあるわけでございます。○寺田熊雄君 特定の人間とその当該の警察との間の信頼関係なんというものを国の重大な利益とすることは言えない。これは国会証言法でも同じことです。これはどうしても国会で証言を拒むというならば内閣総理大臣がその旨を天下に公表しなげやならぬ。しからず拒み得ない。まして特定の個人の情報、その人間との信頼関係なんというものがどうして天下の大事と言へるか。これは会計検査院というものはやはり国家の財政支出の適正化を図る上からいって重要な任務を帯びておる。裁判で全員に知らしめるものと違つて、当該の会計検査官が調べるといふ特定の人間が職務執行に必要なだから、それを当然明らかにしなげやいかぬ。あなたの方の言われるのは、それを拒む理由には全くなりません。これは納得できない。だめだ、こんなことじゃ。

○委員(山田英雄君) 先ほど、情報活動の基本を申し上げたわけでは、ただいま会計検査院から答弁がございましたように、必要な説明を求められましたときには十分な説明をいたしておりました。ただ、今審議官の答弁にもありましたように、本名、住所、協力関係の経緯とか、そういう信頼関係の基本に触れますところはそれ以外の疎明によつて対応させていただいておるということを情報活動の基本ということで申し上げたわけでございまして、ケース・バイ・ケースで、検査院の検査に対しては納得のいく限りの心証形成には当然対応してきておりますし、また今後とも御指摘を受けまして、十分に対応させていただきたい、かように思ひます。

○寺田熊雄君 結局、会計検査院の検査といえども、情報の秘密という建前上、聖域には踏み込まないというのか、それとも会計検査院の要望があれば、情報の秘密というふうなものでその検査を拒むことはいらないのか、その結論をはつきりしてもらいたい。

○政府委員(三井信君) 情報活動の重要性について

拒むというような御発言ございましたが、拒むということはできないのでございまして、私も拒むが欲しいと思うところは要求いたしまして見せていただく、また現に今まで見せていただいておりますのでございまして。

ただ、情報の内容、特に公安関係の情報につきましてはいろいろの利益に關するところ重大でございます。したがって、その情報提供者の所在の名前あるいはその住所、これを細かく知る必要はないということではございまして、私どもは、心証を得れば十分であるという程度において警察庁の御協力を得て、検査は十分にやっておりますこととでございます。したがって、警察庁と特

○委員(山田英雄君) 先ほど、情報活動の基本を申し上げたわけでは、ただいま会計検査院から答弁がございましたように、必要な説明を求められましたときには十分な説明をいたしておりました。ただ、今審議官の答弁にもありましたように、本名、住所、協力関係の経緯とか、そういう信頼関係の基本に触れますところはそれ以外の疎明によつて対応させていただいておるということを情報活動の基本ということで申し上げたわけでございまして、ケース・バイ・ケースで、検査院の検査に対しては納得のいく限りの心証形成には当然対応してきておりますし、また今後とも御指摘を受けまして、十分に対応させていただきたい、かように思ひます。

○寺田熊雄君 結局、会計検査院の検査といえども、情報の秘密という建前上、聖域には踏み込まないというのか、それとも会計検査院の要望があれば、情報の秘密というふうなものでその検査を拒むことはいらないのか、その結論をはつきりしてもらいたい。

○政府委員(三井信君) 情報活動の重要性について

拒むというような御発言ございましたが、拒むということはできないのでございまして、私も拒むが欲しいと思うところは要求いたしまして見せていただく、また現に今まで見せていただいておりますのでございまして。

ただ、情報の内容、特に公安関係の情報につきましてはいろいろの利益に關するところ重大でございます。したがって、その情報提供者の所在の名前あるいはその住所、これを細かく知る必要はないということではございまして、私どもは、心証を得れば十分であるという程度において警察庁の御協力を得て、検査は十分にやっておりますこととでございます。したがって、警察庁と特

すから、この問題はそれで一件落着で結構です。できるだけそういう公明正大でやっていただきたいと思ひます。

じや、警備局長も審議官も結構です。

この法案はいろいろな理論的に難しい問題をたくさん抱えております。で、衆議院の方でも非常に論議になりましたが、これはきょう午前中、少年の非行の問題についてお尋ねをするということ、関係官庁の方々にたくさんおいで願つておりますので、今の風俗営業と風俗関連営業の比較の問題、理論的な整合性の問題、これらは一応午後の方に回しまして、まず少年の非行の問題についてお尋ねをしたいと思います、最高裁の家庭局長お見えますか。

本法案は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するということが立法の目的になっております。

少年の非行の問題、これは全国民がこの問題について関心を持ち、憂慮いたしておる問題でありますので、総務庁の青少年対策本部、これが非常に緻密な調査をしておられるようであります。しかし、あれを眺んで見ましても、一体少年非行の原因をどうとらえているのかという点については、あの浩瀚な調査にもかかわらず、なおびたつとこないものがあります。

最高裁の家庭局長も、そのお仕事の面で少年の非行については調査もなさり、関心もお持ちのことと思ひますので、少年非行の原因をどういふふうにとらえているのか。また、どういふ対策が国家として必要なのか。こういうふうな点についてのお考えをちょっと述べていただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(猪瀬慎一郎君) ただいま少年非行の原因をどうとらえているかと、こういう御質問でございますが、少年非行の原因については極めて複雑なものがございまして、これを一概的に確に言ひあらわすということは非常に困難でございます。

一般に、犯罪ないし非行は素質的な要因と環境

的な要因とが絡み合つて生ずるといふふうに言われるわけでございまして、少年非行、特に少年少年の非行になればなるほど環境的な要因の持つ意味というものが非常に大きなものになるというところは、我々少年審判から見ましても、一般に言われているところでございまして、少年非行は社会の鏡である、こう言われましても、そういった意味であると理解しております。

ただ、一口に環境といひましても、少年を取り巻く環境にはいろいろなものがあるわけでございまして。まず第一には、家庭における父母のしつけとかあるいは家庭の保護機能の問題、例えば父母の放任であるとか過保護、過干渉の態度であるとか、さらには崩壊しつつかある、あるいは既に崩壊してしまつた家庭の状況、こういう問題のほかには、学校における学業不振であるとか友達や先生との間の人間関係、特に疎外感などの、少年の不適應状況に見られます学校におけるいろいろな問題、さらには不健全な情報のはらんした社会環境とか、あるいは至るところに見られます放置された自転車等、これは最近特にこういった放置された自転車等についての窃盗であるとかあるいは遺失物横領といった非行が非常にふえてくる状況にございまして、そういった非行の要因となつてい

るといふふうに見られるわけでございまして、そのほか、深夜における盛り場などの有害環境など、地域社会における問題なども複雑に絡み合つてきておるといふことでございまして、その辺のいろいろな非行を誘発する要因につきましても、一概にどれが特に重要で、どれがそれほど重要でないかといふようなことはなかなか申し上げることができないわけでございまして。

ただ、ごく概括的、一般的に申し上げることをお許しいただきますならば、年少少年非行にとつては特に家庭や学校の問題がより密接な関連を持つていられる場合がかなり多いであらうといふことは言ひ得るかと思ひます。特に、一過性の非行性の浅いそういう非行少年の場合には、そういう家庭、学校の問題というのがほとんど主な非行要因

となつていることが言えようかと思ひます。これに對しまして、薬物乱用の非行であるとかあるいは性非行とか、さらには虞犯などにも見られます非行性の進んだ事案の場合においては、社会の有害環境が非行と密接な関連を持つてい

る。つまり、その場合でも家庭や学校における問題はやはり絡み合つてございまして、そのほかに社会の有害環境が非行と密接な関連を持つ場合が少なくないといふふうな考へるわけでござい

ます。そういうふうなことでございまして、少年の健全な育成には有害な社会環境の浄化も一つの方法として大切でございまして、さらには家庭教育や学校等における非行防止対策を一層充実させる必要があるのではなからうかといふふうな考へるわけでござい

ます。○寺田熊雄君 文部省の審議官来ていらつしやいあなた方は校内暴力の原因はどこにあるといふふうな考へておられますか。また、少年非行がどこから来ると考へておられますか。学校教育を所管される立場から説明してもらえますか。

○説明員(養村幸彦君) 青少年非行の原因、背景等につきましては、ただいま御説明がございましたが、私どもも校内暴力の問題につきましてもいろいろ各種事例の分析を初め実態調査をしており

ますが、それによりまして、ただいま御指摘のありましたように、いろいろな要因が複雑に複合的に作用している問題であるといふふうな考へてい

るのであります。同じような御答弁になります、家庭における親の養育態度の問題ももちろん大きな要因となる場合がございまして、また、物質的に豊かな社会の中で、他人への思いやりとか弱者へのいたわりなど、心の大切さを見失ひがちな社会的な風潮といふようなことも影響を及ぼすと思ひます。地域社会におきま

す。この問題は根が深い問題でございまして、私どもは今後も学校それから地方の教育委員会と力を合わせまして、その対応に尽力してまいりたいといふふうな考へてい

る。○寺田熊雄君 これは一挙に、目録のように効くといふわけにはいかぬでしょうが、どうしたらこの少年の非行を防止し得るか、最もその効果的な対策はどこにあるのか、これをちょっとお考へ

を。○説明員(養村幸彦君) この問題につきま

しては、昨年の初めでございまして、横浜の浮浪者襲撃事件とか町田市の教師による生徒の傷害事件等がございまして、それを契機にいたしまして、私

どもも従来いろいろなことをやってきましたが、校内暴力は従来以上のことをしなければいけないということ、専門家にお集まりいただきまして、懇談会を急遽開催いたしました。そして、その中で御提言をいただいたわけでございますが、いろいろございまして、学校にすること、社会にすること、家庭にすること、いろいろございまして、私も守備範囲でありまして、学校にしまして何をやるかということ、緊急に取組むべき事項と長期的に取組むべき事項に分かれて提言されております。

緊急に取組むべき事項といたしましては、まず問題校を的確に把握すること、そしてその問題のある学校には重点的に教育委員会等の指導をするということ、そして、さらにその学校の中で問題行動を持っておりまして子供に對しましては手厚い配慮をしていくということ、それから学校は関係機関と密接な連携を強化していく、この四つの御提言をいただきました。この一年間私どもは、先ほど申し上げましたように、学校と地方教育委員会、そして文部省と力を合わせてこの四つの問題に取り組んでまいりましたわけでありまして、また、長期的には、やはり先ほどの背景等、ございまして、学校教育自体が充実したのになつていかなければならないということがございまして、そこで、学校の教育内容を子供たちに本当にわかるものにしていく、子供たちが学校で充実感を持って勉強できるようなものにしていくということがございまして、これは教育内容の改善の問題になります。それから、子供たちに基本的な生活習慣と申しますか、守るべき規範、意識というものをしっかりと身につけさせていくということも大事だと考えております。

さらには、基本的にはやはり教師の資質の問題、教師の指導力の問題に負うところが大変多い課題でございまして、教師の資質を向上していく、これには教員養成から教員の研修まで、いろいろなおことを進めていかなければならないというふうに考えております。

さらには、学歴社会の中でこういう問題が起きているわけでありまして、入試制度の改善等につきましても取り組んでいくということで、緊急に取り組むべき事項と長期的に取り組むべき事項に分けて、今日下鋭意私どもは取り組んでいくという状況でございまして。

○寺田熊雄君 わかりました。あなたはもう結構法務省から来ていらつしやいますか。あなたにお伺いしたいのは、本法案と少年法との関連はどういうふうにとらえたいらっしゃるか。

それから、少年の非行の問題について警察が大幅に介入してくるとするのは、今のなかなか難しい状態ではやむを得ないかもしれないという感じもするのですが、少年法の改正が一つのあなたの目標になつておられます。これと警察の権限の拡大の問題とどういう関連に立つてでしょうか。それから、少年指導委員制度についてはどうお考えになりますでしょうか。

○政府委員(濱野久吉) お答えいたします。まず、少年法の改正との関係でございまして、これはもう委員御案内のとおり、そもそも少年法は、非行のある少年に對して性格の矯正あるいは環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年あるいは少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とするものでございまして。

この少年法の改正につきましては、これも委員御案内のとおり、法務省におきまして、昭和五十二年の六月に法制審議会の法務大臣に対する答申がございまして、現行少年法の基本的構造の範囲内で差し当たり速やかに改善すべき事項ということで、例えば少年審判手続等に関する五項目から成る答申を受けたわけでございまして、目下法務省におきまして、現在その答申に即した改正

を行うべく作業を進めておるところでございまして。他方、今ここで御審議いただいております風俗営業等取締法の改正案でございますが、これはこの法案にもうたつてありますように、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする」ものでございまして。

したがって、この改正法案の内容におきましては、少年法の改正点と直接関連するところはないというふうにお考えおられます。あえて申しますと、風俗営業等取締法の改正法案につきましても、近時におきます種々の形態のいわゆる性産業が出現しまして、これが善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、あるいは少年の健全育成に影響を与えている実情等にかんがみまして、まことに時宜を得たものであるというふうにお考えおられます。この改正が実現されました際には、これが適正に運用されまして、善良の風俗と清浄な環境の保持、あるいは少年の健全な育成に資するものであるというふうに期待しているわけでございまして。

次に、少年法の改正と御審議いただいております風俗営業等取締法の改正法案の関係につきましては、今申し述べましたように考えておられるわけでございまして。

ただ、先ほど委員御指摘の少年指導委員制度を新設しておりますこの改正法案の条項との関係についてもお尋ねがございましたので、その点についてお答え申し上げます。この法案によりまして、少年指導委員と申しますのは、この法案によりまして、「風俗営業及び風俗関連営業等」に、少年を輔導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための

活動で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。」というふうにとらえられております。少年法は先ほど申し上げましたとおり、非行のある少年、すなわち犯罪少年、触法少年及び虞犯少年、この三種の要件に該当する少年について取り扱いはるべき手続を定めた法律と申すことができます。この法案に規定してございまして、少年指導委員は、このような手続とは別に、少年の健全な育成に資するため少年を輔導する等の職務を行うものというふうにとらえられておられます。少年法とは直接の関連を持たないものであるというふうにも私は理解しております。

○寺田熊雄君 じゃ、あなたは結構ですから。最後に、総務庁の青少年対策本部からいらつしやつておられますね。

あなたの方では、大変浩瀚な緻密な調査のあれをいただいで拝見したけれども、よく調査していらつしやるわけですね。ああいう非常に緻密な調査をなさつて、端的に少年非行の原因をどういうふうにとらえておられるのか。総務庁としては、少年非行防止対策についてどういふものを持つておられるのか。その二つ、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(瀧澤博三君) 先ほど来の各省庁の方からいろいろお話がございまして、重複をなるべく避けたいと思ひます。もちろん非行の原因といたしましては、個々具体的にいろいろ家庭の内部の状況であるとか、あるいは学校内あるいは学校外の暴力的なグループとの接触の問題とか、いろいろあるわけでございまして、そういうこととあわせて、また、よりかなり根本的、基本的な問題があるように今受けとめておられるわけでございまして。これは家庭が核家族であるとか子供が少なくなつてきているというふうなことで、かなり家庭の状況が変わつてきているということとか、あるいは地域社会も都市化等に伴ひまして非常に連帯が失われてきている、あるいは学校教育の問題にいたしましても、いわゆる

午後零時三分休憩

午後一時六分開会

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 内閣調査室長来ておられますか。

あなたも既にお読みになっておられると思いますが、八四年七月九日の朝日新聞の夕刊の「わたしの言いつけ」というコラムがあります。そこで松橋忠光氏が「内閣調査室にいたときは、私自身三カ月に一回ずつ、協力者への報償費という名目で二七領収書を作っていました。私が内閣調査室を去るとき、二百数十万円のせん別をもらいました。その八割以上は公金から出たものです。」という談話が載っております。そして、午前中にも申しましたが、その方の「わが罪はつねにわが前にあり」という単行本にも類似のことが載っております。こういうふうには天下に告白された問題でありますので、やはり国会がこれを全くネグレクトして省みないというわけにはいけません。そこで、当面の主管者であるあなたにおいていただいたわけだけども、そういう事実があったかどうか、これをまずお伺いしたい。

○政府委員(谷口守正君) まず、せんべつとの関係でございますけれども、先生御案内のとおり、せんべつというのは個人間の儀礼でございます。退職した松橋氏に對しまして、一緒に勤務した者たちがせんべつを贈つたのではないかとと思われるわけでございます。ただ、その額につきましては、松橋氏は四十二年から五十年まで内閣調査室に勤務しております。退職が五十年末ということでございます。そういうことで、それから相当年数がたっておりますし、また、関係者の方々でも既に亡くなられた方もおられるわけでありまして、ま

た、そのせんべつがブライバシーに係るものであるだけに、どういふ額のものかなされたかということについてはよく私もわからないところでございます。ただ、一部の関係者にお聞きした範囲では、古いことで金額は覚えてないけれども、常職内の金額であったということでございます。

また、経理の面での執行についてはそのようなことはなかったということでございます。

○寺田熊雄君 せんべつが授受されたという事実はお認めになった。しかし、その額が常識的な額である。その常識なるものがそれぞれの分野、それぞれの関係者によつて異なる結果を生ずるといふことは我々もよくわかる。したがって、あなたのおっしゃる常識的な額というのがどの程度のものか見当がつくようでもあり、つかないようでもあるわけですね。

その額もさることながら、せんべつを贈る慣習というのはいまだ存在するわけですか。

○政府委員(谷口守正君) 本来せんべつというのは、先生御案内のとおり、旅立つ者に対してはなむけとして贈るということださうでございます。すけれども、やはり今回の松橋氏のごとく二十七年間勤められて、そして後進に道を譲られるということに対して、一緒に勤務した者、お世話になった者がそれぞれ人間関係の濃淡とかつき合ひの程度とかいろいろな意味を込めて贈るの、社会儀礼上認められているのではなからうかと、こう私は思うわけでございます。

○寺田熊雄君 余り比較をしないけれども、午前中の警察庁官房長の答弁と比較すると、私の印象は、あなたは非常に正直な方だという印象を禁じ得ないわけですね。

それで、問題は、そういうふうな義理人情による社会的な慣習を私はそれ自体悪いとは思わない。悪いかもしれないけれども、まあまあ仕方がないだろうという感じがする。ただ問題は、松橋氏の言うごとく、それが公金から支出されたということになる問題は全くがらんと変わってくるわけですね。我々の税金がそんなことに使用され

るといふことはあつてはならないし、そこがこの問題の要点であるわけで、その点は、あなたとしては何か先ほどの答弁では否定されたように受け取つただけけれども、さうですか。

○政府委員(谷口守正君) 先ほどお答え申し上げましたとおり、何分五十年の末のことでございます。また、古い問題でございますし、また個人的な問題でもございまして、さうでございます。

も、やはりせんべつは性格からして、当然のことながら、松橋氏にお世話になった、一緒に仕事をした者が個人的な立場からそれぞれ人間関係の濃淡に基づいて気持ちをお返し、お贈りするといふ形になつておつたということでございます。

○寺田熊雄君 えんきよくな形で否定されたようにも思うが、トーンは弱いね。それでまあいいでしょう、かえつて正直におつしやつた方が信憑力があるのでは。

それで、協力者への報償費という名目では領収書をつくつておりましたという点、これがひつかかるんだが、現在でもやはりそういうような帳簿上の操作、経理上の操作をすることがあります。

○政府委員(谷口守正君) 先ほどのお答えで、非常にトーンが弱いとおっしゃられましたけれども、再三申し上げておりましたが、個人的な問題でございますので、私どもはさういふ関係についてわからぬということでございます。それを先生がトーンが弱いとおっしゃられると、私としてはやや心外でございます。

そこで、報償費の支出の問題でございますけれども、これも先生御案内のとおり、報償費というのは情報提供者に對しまして、いろいろ御協力いただいたその謝礼的な意味、あるいは実費弁償的な意味合ひから使用している経費でございます。この報償費につきましては、必要な額を、内閣調査室の取扱責任者は私、室長でございますけれども、それが支出官——官房の会計課長に對しまして請求いたします。で、小切手で受領しまし

落ちこぼれの問題であるとか、いろいろあるわけでございます。そういう学校、家庭、社会全般にわたつて、それぞれいろいろな問題が出てきているというところが、全体として現在、子供にいろいろな問題を投げかけてきている。そのことが、よく言われておりますように、今非行がだんだん低年齢化し、あるいは一般化、ごく一般の普通の家庭の子供たちが非行に巻き込まれてきているというふうな状況の原因になっているのではないかと思つております。

したがって、これに對する対策ということにございまして、何か一つのことをやればよいというふうなことではないと思つてございまして、先ほど来いろいろお話が出てきておりますので省略をいたしますが、やはり学校、家庭、社会全般にわたつて、それぞれ正すべきことを着実に進めていくということが第一かと思つております。

そういう意味で、私もといたしましては、これらの各省庁にわたります施策が総合してうまく進みますように全体をよく見ていくというのが私どもの役割かと思つておる次第でございます。今まで進めておりましたことを申し上げますと、まず、私どもの方に総理の諮問機関として置かれております青少年問題審議会にお願いをいたしまして、基本的な施策についての答申を五十七年にいただいたというわけでございます。これに即しまして各省庁とよく御相談をし、各省庁と一緒に非行対策の全体の申し合わせをいたしまして、全般にわたつて施策が着実に進められていくように、十分連絡をとりながら進めているということが現在の実情でございます。

○寺田熊雄君 あなたの方の方は何か全体をまとめ、そういう役所のような感じですね、余り具体的なことをおっしゃらないから。しかし、それほどこの問題は難しいのかもしれない。それであなたの方結構です。

午前中はこの程度にお願ひできますか。

○委員長(大河原太一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

て現金化して、その現金を今度はそれぞれ情報の内容、協力の度合いに応じまして額を決めまして、そして支出する。で、情報提供者から領収書を徴するというような形になっておるわけでございます。当然、特償費の支出目的に従って現在も適正に行われておりますし、額もそのように行われておったことでございます。

○寺田熊雄君 大体、五十八年度でもよろしい、五十九年度でもよろしいが、内閣調査室が握っておられる報償費なるものは年額どのくらいですか。

○政府委員(谷口守正君) 五十九年度、今年度の額でございますけれども、約二億三千万円でございます。

○寺田熊雄君 それじゃ、室長は結構です。

午前中も委員長にお願いをいたしましたけれども、やはりこの問題は、今の調査室長の御答弁によりまして、まだ多少明瞭を欠くものがあるわけでありまして、そういうような何かこう事実が存在するらしいということは我々にも理解できるんではないかと、事はやはり、先ほどお話ししましたように、警察の信用に関する事、そして我々の税金が適正に国家的な経費として活用されておるかどうかが問題にかかりますので、午前中は参考人としてというふうに委員長にお願いしましたが、やはりこれはうそがあつてはならないのでありますからして、宣誓の上でこの委員会に述べてもらうのにはふさわしい問題だと考えるのであります。証人としてこの松橋氏を当委員会に喚問することを要請申し上げたいと思つております。

○委員長(大河原太一郎君) 寺田君に申し上げます。午前中の御要求もございましたので、休憩中、理事会を開きまして、各党各会派の御意見を承りました。で、それぞれ検討いたすということで保留になっておりますが、さらに出席者の資格等の問題についてもお話がございましたので、それを含めて結論を出したいというふうに思つております。

○寺田熊雄君 この法案の目的と警察の任務の關係について考えてみたいのであります。

第一条の「この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。」この前段にうたわれております「善良の風俗と清浄な風俗環境」を保持し、そして関連営業に規制するのである、こういう目的であります。これが果たして従来のオーソドックスな警察の任務と完全に重なり合うものだろうかという事をまず考えざるを得ないわけでありまして。

試みに警察関係の憲法とも言うべき警察法を見てみますと、その第二条に「警察の職務」として、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に當ることをもつてその責務とする。」という規定があります。これは非常に国際的に承認せられておるオーソドックスな警察の任務だと思つておる。

ところで、公共の安全と言う場合と公共の秩序と言う場合は多少の学説上も差異があるのであります。警察庁としては、本法の目的のようなことは警察の本来の目的の領域内に入る、守備範囲に入るということでももちろん法案を提出されたとは思ひますけれども、公共の秩序とそれから公共の安全、そのどちらの方にこの目的が入るんだらうか。どういふふうにお考えになりますか。公共の秩序の方に入るのか安全の方に入るのか、どちらですか。

○政府委員(鈴木良一君) 公共の安全か秩序かという事でございますけれども、これを分けて眺む必要はないかと考えております。公共の安全と秩序という両方の關係で眺むべきであらうと、かように考えております。

○寺田熊雄君 そういう解釈もできないわけではなからぬけれども、粗っぽいね。やはり学説は一応、公共の安全というのは、国民の健康であるとかあるいは財産であるとか、そういうものに直接危険を生ぜしめるようなそういう問題を防いでいくこと、そこに安全の概念というものを当てはめておる。ところが秩序という、またそれが少し緩和された状態を大体概念内容として持つておるようであります。だから、どっちでもいいんだ、十把一からげにその中に入りますという、そういう大ざっぱなことでもいいけれども、やはりちよつと緻密さが足りない。やつぱりもうちよつと緻密に考えて立法していただかないといけない、あなたには学者じゃないから、しょうがないけれども。

それから、今まで警察権の概念というのは個人の生命、身体、財産の保護であるとか、犯罪の予防、鎮圧であるとか、そういう比較的消極的なものが警察の本来の任務であるというふうにお考えられたのです。ところが、本法のような目的を導入をいたしますと、どうしてもやはり警察権というものが拡大する。対象となる国民の警察に對する義務、これが拡大をしていくことはやむを得ないですね。

保安部長、考えてください。本法のようなこういう問題は、直接国民の生命であるとか身体、財産に影響を及ぼすという性質のものではない。そういうふうな。だから、従来の警察の任務、責務というものからやや領域が拡大したということはどういふものか。これはどういふふうなものでしょうか。

○政府委員(鈴木良一君) この風俗に關します問題というのは、やはり生命、身体、財産にかかわる問題というのを当然含んでおるわけでございまして。と申しますのは、御存じのとおり、この法律を改正しなければならぬと考へましたのは、戦後、少年非行が第三のピークになりました。四年最高を續けておるといふ状況にあるだけでござい

ませんで、少年の福祉を害する犯罪も大変ふえておりました。昨年は少年福祉を害する犯罪の被害者も被疑者も戦後最高になっておる。そうして、その中で特に女子の少年が性非行等の被害に遭う、あるいは売春等の形で被害に遭うというふうなことがかなり出ておるわけでございまして、そういう問題も含めて少年問題に對処していかなければならぬという問題があるわけでございまして。そういうふうなことから、そういうことも一例でございまして、そういうものも含めまして、当然のことながら、やはり個人の生命、身体、財産の保護に警察は任じなければならぬわけでございます。そういう角度からやはり法律というものも考へておるといふことも間違いない事実でございます。

それから、警察権が拡大したではないかということもございまして、実はこの法律の目的を一条にありますが、整理をいたしました。しかし、この「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」という目的は、現在の法律は目的規定がございませぬけれども、現行法の考え方をそのまま踏襲したものでございまして。と申しますのは、いろいろなところにそういう考え方は出てくるわけでございます。例えば善良の風俗の保持というものは、当然のことながら、売春なりあるいは賭博なりというものを防いでいくというふうな観点から、当然従来からもやつておるわけでございまして、さらに例えば、清浄な風俗環境というものは、モーター等の現行法の規制の中でも、清浄な風俗環境を保持するために各種の規制ができておるという形にもなつておる。それから、少年の問題に關連いたしますと、当然のことながら、少年を有害な環境に立ち入らせたりあるいは従事させてはならないという規定が現行法にもあるわけでございます。そういうことから、私も第一條で書きました「目的」というのは、現行法の物の考え方を明確にあらわしたものでございまして、従来の考え方のものをいささかもはみ出て

おるといものではない、かように考えておりません。

○寺田熊雄君 売春という犯罪を取り締まることによつて結果的に善良な風俗を維持する、これはよろしい。これは、犯罪の摘発ということは警察本来の任務だから、そういう警察本来の任務をやるのが結果的に善良な風俗を維持するのに貢献をするといふのであれば、それはいいんだけど、初めから善良な風俗を維持するんだということが表面に出てくると、何か社会的な、道徳的な秩序を警察が前面に立つて維持していくんだというふうな、そういう感觸を受けるから、それでちよつとひつかかるんです。個人の生命、身体、財産を保護する、それが即公共の安全を守ることにつながら、犯罪を予防し、それが公共の秩序を維持することにつながら、それがさらに善良な風俗の維持に貢献をするということなんじゃないでしょうか。何か社会道徳秩序を積極的に自分たちが維持していくんだといふのはちよつとやつぱり違ふんですね。どうでしょう。

○政府委員鈴木良一君 結果として善良の風俗を保持するという問題ももちろんあるわけでございますけれども、警察の役割といたしまして、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に当たるといふ任務も当然のことながらあるわけでございます。したがって、そういうふうな犯罪に陥らないようにするために事前に必要な手を打つていくということがやはり警察に課せられた任務であるといふふうに私も考えておるわけでございます。

善良の風俗といふものに警察がどうタッチするかというお話でございますけれども、善良の風俗と申しましても、風俗営業法で取り上げております善良の風俗といふ問題は、そもそも風俗といふ問題から入りますと、風俗営業法で取り上げておられます問題は、いわゆる飲む、打つ、買うという言葉に代表されるような人間の欲望についての生活関係、これを規制しておるのが風俗営業法である、かように考えておるわけでございます。

たがいて、そういうふうな風俗が国民の健全な道義的觀念によつて支えられているかいないか、そういう状況が善良の風俗である。かように考えておるわけでございます。例えば、風俗一般についてかあるいは性道徳について警察が広く関与していくといふようなことを考えているものではございません。あくまでもこの法律の目的が先ほど申しましたようなものでございますから、それに資するような形で規制をしていくということが必要である。かように考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 やや謙讓な面も答弁の中に出てきたように思いますが、例えば立ち入りの問題が前からありますね。ありますけれども、試みに警察官職務執行法を見ても、もちろん警察官が職務を執行するのは、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めるものであるということ、質問権であるとかあるいは立ち入りであるとかいう規定を設けておる。

六条の「立入」を見てみますと、これは第四条の、人の生命もしくは身体に危険が及ぶであろう場合あるいは財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災、事変等があるであろう場合、それから第五条の、犯罪がまきに行われんとするのを認めるとき、その予防のために警告を発したり、行為を制止したりする必要がある場合、その二つの場合に、「警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に對し危害が切迫した場合には、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。」という規定になっておる。

第二項は、「興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所の管理者」——これは本法と関係があるが、「興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。」という規定がある。オソドックスの警察官の職務執行における立ち入りといふようなものは、本来こういうものでありたいわけですね。ところが、従来から風俗営業取締法の領域において、もつと非常な緩和とされ、拡大された形において立ち入り権といふものが認められてきた。本法案もまたそれを受け継いで、さらにそれを強化、拡大しようとする傾向が見えるわけですね。だから、やはりこれは行政目的とはいっても、警察権の領域がそこによつぱり拡大を見ておる。本来オソドックスのものから非常に広がってきたといふことは疑えないんじゃないだろうか。どうでしょう。

○政府委員鈴木良一君 警職法の規定は、いわゆる即時強制なりあるいは直接強制と言われるような分野の立ち入りの問題、しかもそれは非常に事態が切迫している場合のものであり、あるいは犯罪の予防の必要性があるというふうなためのものであるわけでございます。風営法の場合にはこの法律の施行のための行政目的に資するために行うものでございまして、その目的が違つていくこととございまして、あくまでも風俗営業といふものが今後関連営業等にも広まるわけでございますけれども、そういうものがこの法律に基づいて適正に業務を行っているかどうかという形で見たい。それがやはり公共の安全と秩序の観点から必要であるという観点から決められておるものでございまして、次元が異なるものであるといふふうなことを考えておるわけでございます。

立ち入りの関係につきまして、だんだん拡大するんではないかというふうなお話でございますが、これは決してさようなことはないといふふうなことは私どもは常々留意しながらこの法作成に当たってきたところでございまして、

一例を申し上げますと、現在の法律は、「必要があるとき」は立ち入ることができるといふふうな書いてございまして、今度の法律では、「この法律の施行に必要な限度において」といふことを明確にしていこう。それから、立ち入る場所につきまして、やはり客が在室している場合にはそういう個室には入らないようにしようといふような注意、あるいはまた、従来は要求があつたときは、職員は自分を示す証票を提示するといふこととございましてけれども、今度は、要求があつても必ずその証票を提示するということにする。あるいはこの立ち入りといふのはあくまでも行政目的のためであるといふこととございまして、決して犯罪捜査のために認められたものではないといふことを確認していくといふような形で、実は大變配慮をしながらつくってきたものでございまして、しかもこの規定は、近時の立法例では大体こういう形で書かれておるものでございまして、もつと強か書かれておるものもあるわけでございますけれども、近時の立法例に倣つてこういふふうな書いてきたわけでございます。

ところが、いろいろ衆議院段階でも御議論がございまして、従来よりも広まつたんではないかという御懸念が、お話がございました。決して私どもは現在の規定等を広げたといふことは考えておらないわけでございますけれども、そういう御懸念があるならば、むしろ現行法の形に戻さしていただくといふようなことで修正が行われたといふふうに承知しておるわけでございます。そういうふうなことでございまして、各般にわたりまして、この立ち入りの問題につきましては私どもとしてもかねがね留意していかねばならないといふことがございまして、そういう点に十分配慮をしながらやってきたといふこととございまして、決してこれに立つて権限を拡大して、従来よりも非常に広範囲に立ち入りが行えるようにするといふような意圖は全くないものでございまして。

は「大変な進歩であろう、前進であろう、こういうふうな思ふわけでございます。」こうあなたに言っておられるわけです。まあそれはよろしい。自分が手ゆるいと言ったんじゃないんだというのであれば、それはよろしい。

それから、警察官の権限を拡大するというようなことは考えておらぬということであると同時に、午前中もいろいろと私はお話をしましたが、権限の乱用という点が非常に怖いわけです。殊に風俗営業に関連する警察の権限というのは、さつき部長もおっしゃったように行政目的からする積極的なものだから、警察本来の、犯罪があつたか、まさに行われんとしておるといふような本来的な任務でやるんじゃない。いや、これも本来的な言葉で言えば、新たな行政目的の遂行のためですから、どうしてもやはり権限の乱用というふうなことがあり得るわけで、これは午前中も具体的な例をあなたの方にお話をしましたが、一つ、あなたの方がやはり頂門の一針とするに足る判例がありますね。

これは既にあなたの方よく御存じだと思ふけれども、大阪高等裁判所、昭和四十六年三月十日、刑事第二部の判決、これを読んでみますと、スタン形式の飲食店を営む被告、これがお客様と言葉を交わすうちに、お客様が非行少年を捕縛した経験あるいは子供の教育など、まじめなことを話し始めて、経営者にカウンターの方へ来て話を聞けというので、これに応じてお客様との隣のいすに座つた。ほかに客もいなかったの、女子従業員も話を聞いたらどうかというふうな勧めで二人で話を聞いた。その間、従業員がお客様に一回お酌をしてやった。その後、警察官が入つてきて、これは接待ではないか、これは風俗営業取締法一条二号の接待に当たる、したがって当然許可をとらなければいけないが、許可がないからというので検察庁に送致をした。それで、一番は有罪であつたが、大阪高等裁判所がこれを破棄して無罪とした、こういう事案ですね。今、私が説明したそのまゝのことが判決にうた

われている。

本件の場合、客の誘いがあつたのを契機に、店主と従業員とが客席に位置して客の中にはさみ、これを話し合うごとき外観を呈していたにしても、客である犬飼の語る話題は真しな教育の問題に関するものであり、しかも、被告人らは、同人の話をそのかたわらで聞き入つていたというだけのことであつて、特に飲食物の提供に関連して同人の意を迎え、積極的にその座の空気をひき立てるような言動に出たわけでもない。空気とは程遠い世間話の場にすぎなかつたものとみるべく、したがつて、本件被告人らの犬飼に対する応待の経過をもつて前記法条にいう客の接待にあたるものと解することは、上記の考察からしても正当な解釈判断といふことはできない。

ということでは無罪にしている。

この判例を見ると、その場に入つてきた警察官が、お客様と営業者と女の子が三人並んでおるといふことで立件したといふ、そういう案件ですね。恐らくお客様も店主も弁明これ努めたに違いないだけれども、立ち入りした警察官は頑として聞かない、立件した、そういう事案です。

この事案でも見るように、やはり今後立ち入つた場合、立ち入りした警察官がこういうふうな表面の形だけを見て、これは後で接待の概念にも論議が及ぶと思ふけれども、接待であるといふようなことで立件するようなことになる、これは大変なことになりますね。これはよほどあなた方が第一線の警察官に対して権限の乱用を戒める手配を講じていただかなきゃ困るわけですが、これはどうだろうか。部長ですか、長官ですか、そのお答えはどちらでも結構だから。

○政府委員(鈴木良一) 運用に当たりましては慎重にそういうその場の状況を判断し、また、当然のことながら、一人だけで判断をするといふのがなくて、幹部の判断もあわせながらやつてい

かなければならないといふことは十分自戒していかねばならぬと思ひます。

私もといたしまして、こういうふうないろいろな問題の運用につきましては、例えば接待といふものの概念につきましても、非常に難しい要素がございますので、こういう点はきちつと通達なりあるいは執務資料でもつて、こういうものは接待に当たる、こういうものは当たらないといふことを明確にして、そして第一線をきちつと指導してまいりたい、かように考えております。

先ほど言いましたように、第一線におきましても、単に一人だけが判断するんじゃないで、当然幹部と十分その場の状況をよく検討しながら、そういうチェックを受けながら慎重に対処してまいりたい、かように考えます。

○寺田熊雄君 それから次は、風俗営業と風俗関連営業との比較均衡の問題であります。風俗営業を許可制とし、それよりもさらに善良な風俗に反するであろう風俗関連営業を届け出制としたことの矛盾については、衆議院でも何回もこれは論議が行われておる。ところが、あなた方は保安部長を先頭に、風俗営業は許可して健全な育成を図るものである、ところが後者は――後者というのは風俗関連営業です、本来、性を売る物にする健全なもので許可によつて公認するのになじまないといふ論議でこれを弁明しておられる。

しかし、あなた方もよく勉強してはおられるだろうけれども、別段、許可といふものはその行為によつて健全な育成を図るなんというものが本来の目的じゃないんですね。そこにあなたの方の何か気負つた使命感みたいなものがないか出ておる。そうじゃなくして、許可といふのは一般的な禁止を解除するのにすぎない。別段、お墨つきでも公認でもない。天下晴れて営業するといふ点では、許可があるとなかろうと、初めからもう警察の制肘を受けず、憲法の営業の自由の行使としてやつておる方がかえつて堂々としておるかも知れない。だから、善良な風俗といふ点から見ると甚だしく不健全なもの、それを届け出制にする。それ

ほどでもない、本来飲食を供する、本来宿泊をせしめるといふようなものまでいろいろな点で風俗営業に取り込んで許可制にする。これは矛盾だと思ふね、私は。あなた方は矛盾でないと言われるが、これはもう何人もその点は矛盾と感ずるのであります。どうだろうか。

○政府委員(鈴木良一) 許可制をとるか届け出制をとるかという問題の御質問だと思いますけれども、結局、風俗営業と風俗関連営業に対してどういふスタンスで臨むかということに係るんだらうと思ひます。

それは、まず風俗営業につきましては、本質的には国民に社交と憩いの場を与える、そうして健全な娯楽の機会を与えるものでございまして、問題がなければ非常に大事なものであるといふふうな認識をしておるわけでございまして、しかしながら、やはりその営業方法なり業務内容から見て、不適正に行われると風俗上の問題を引き起こす、そういう可能性が典型的にある営業であるといふふうな考えられるわけでございまして。そういうことから、許可制にして人的資格要件と構造上の物的な条件も見るといふような形でチェックをし、そうして、できる限り業者の自主性にまづ健全化を促していくといふことがこういう業態になじむであろう、かように考えておるわけであり

これに反しまして、風俗関連営業といふのは何せセックスを売る物にするわけでございまして、これはもうもともと売春なりわいせつなりに大変移行しやすい業態である、かように考えられるわけでございまして、これを許可といふことで公的に認めていくということにはやはりなじまないものであろう。そこで、届け出と申しますのは、この場合の届け出は、ほかの法律にもありますように、実態把握をするために届け出をさせる。何せこの営業といふのは、実は雨後のタケノコのようにどんどんできてまいりまして、そうして短期間の間に荒稼ぎをしていくといふような業態であるわけでございまして、非常に実態が把握しに

くいということがありまして、やはり実態を把握するために届け出をさせる、そういう意味の届け出をさせるという立法例もたくさんあるわけがございます。そういうようなことに基づいて届け出をさせ、しかも違反があれば厳正に対処する、しかも非常に厳しい地域規制をかけるという考え方でございまして、地域規制を厳しくかけるということは、ある意味では許可営業にはなじまないというものである。

したがって、私も、許可か届け出かというところだけをごらんいただくんじやなくて、トータルとしてその許可営業にはどういうスタンスで臨んでいくか、届け出に対してはどういう形でもって規制をしていくかというのを全体としてごらんをいただきたい。そういう形でそれぞれの風俗営業に対する臨み方、それから風俗関連営業に対する臨み方というのをおつかみいただきたいと、かように思っております。

今申し上げましたように、風俗関連営業というのは大変、先ほども申しましたように、短期間の間に荒稼ぎしようという業態が大変多いわけでございます。それを一つ一つ中身をチェックするというよりも、トータルとしてとらえて、そういうものを視野に置いて、そうして問題のある地域、時間帯では営業させないという形にして、そうして遵守事項をおおせてそれを遵守させ、もしそこでもって違反があれば厳しく対処する。この厳しい対処の仕方、営業の取り消し、停止を含み、かつ禁止地域、先ほどのように、地域規制をかけた禁止地域で既に営業しているものについては認められていくわけでございますけれども、それは今度そういうふうな違反があつて非常に悪質だということになりますと、廃止命令までかけられるという大変厳しい規制をかけておるわけでございます。そういうトータルとして見ました場合は、大変風俗関連営業に対しては厳しく臨んでおるということを御理解賜りたいと、かように考えるわけでございます。

○寺田熊雄君 あなたの方のおっしゃるのには、やっぱりそれは矛盾なのは、短期間に荒稼ぎをする困るんだ。だったら、初めからさせなさい。初めから許可営業としておけば、短期間に荒稼ぎするんだというものはできないわけ。させなさい。だから、一般的な禁止というものを原則にして、風俗営業よりもさらに厳しい締め切りをかけるということの方がむしろふさわしいですね。この許可営業というのは一般的禁止が前提だから、禁止をするということは、これは営業の自由に対する最も大きな制約なんです。そうでしょう。だから、そういう最も厳しい制約をしないで、おいて、自由にさせておいて、荒稼ぎいたしませんからどうのこうのというようなことは、そもそも矛盾なので、これはもう原則として禁止しちゃう。そうして、あなた方が現在野放しに——野放しでもないだろうが、今度はそのに絞りをかけて、言われるその絞りのものを初めからかけて、でなければもう営業を許さないということの方がはるかに筋道が立つておるはずであります。

どうもあなたの方の弁明というのは、何か許可ということをやるとそれが公認になるんだ、本来公認すべからざるものだと、こう言うんだが、それなら初めからそれを禁止して許さなさいいんです。何かそこに、どうしても営業をさせなさいいけないうら、まずいだろうといううら、それはどういいう配慮からくるのか。それは憲法上の営業の自由を尊重するとうら、そういう純粋な配慮から出るんら、それもまたもつてよみすべしだけれども、よく世に言われるよううら、どうも政治献金があるから廃止できないんだと言う人もある。私はそういうことはないだろうと思つて、私も、そういう批判もある。それじゃいかに、やっぱり、まずもつて一般的禁止をすべし。そして、風俗営業は絞りをかけるにしても、たとえ五かけるならば風俗関連営業は十の絞りをかける。そうして出発をするという方が筋が立つと私は考えるが、どうだろうか。ちよつと、これはあなた、同じことを言うんだつたら意味ないよ。

○政府委員(鈴木良一君) ちよつと角度を変えて。許可というのが一般的な禁止を解除するというようないろいろな学説もあるわけでございますが、同時に、禁止をしていなくても解除するということにもなるわけでございます。解除というのは、やはりそれなりに認めていくということでございます。まして、そうしてそれにある程度、ある意味では一つの特典を持つということも、当然のことながらあり得るという性格のものもあるわけでございます。そういうものにはなじまないだろうと、こういうことで申し上げておるわけでございます。

それよりも、先ほど言いましたように地域規制をかけて、そうして問題のところではやらせない、問題の時間にはやらせないということの方が望ましいんじゃないか、こう考えておるわけでございます。これは先生御指摘のように、営業の自由の問題でございます。

それはお話のように、いろいろああいうふうな営業形態は問題があることは私も十分承知しております。しかしながら、それではああいう営業がすべて売春であり、すべて法律違反であり、ということが言えるのか言えないのかということになりますと、これまた大変問題があるわけでございます。まして、特に売春という問題は、御存じのとおり単純売春は売春にならないわけでございます。まして、管理売春をしていられるかというところを立証するのには大変骨を折っておる。ところが、売春というのは、昔はなるほど女性が搾取されたといううらな形で管理売春という実態があつたわけでございます。けれども、最近は大変さま変わりをしてきておりました。そして、どつちかちかといふと、女の子が進んでああいうところであつて、管理を受けるという実態じゃなくなつてきておるものがあるわけでございます。

そういう状況のもとの中ですべてが法律違反であるという決めつけは、これはやっぱり無理ではないか。また、いろいろなセックス産業の中でも法の違反にまではならないものもあるわけでございます。ちよつとその中間的なところに属しているものがあるわけでございます。これを認めないということは、やはり憲法の問題とも大きく兼ね合いを持つ、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。まして、そういうことから、こういう問題をまず禁止してといううらな形で臨むことはやはり難しいのではないかと、こういううらなことから現在のうらな形で厳しく対処をしていこう、かようになつたものでございまして、そういう点を御理解いただきたいと思つておる。

○寺田熊雄君 それじゃお尋ねするが、風俗営業と風俗関連営業と、そのどちらが善良な風俗を維持する上において不健全性をより多く持っているか。どつちが持つておると思つておるか。

○政府委員(鈴木良一君) 当然、風俗関連営業でございます。

○寺田熊雄君 だから言うんですよ。あなたは、その不健全性を持つておるの、なおかつ営業を全面的に禁止するわけにはまいらないと言つて、これはある意味の防衛論だ。それは憲法上の営業の自由というものからくるのです。その論理は正しいけれども、やっぱり一種の防衛論だ。それからまた、それが全部が全部売春とは申せませんと、それはそうでしょう。疲れた人がふらふら入つて、きれいなお嬢さんにマッサージしてもらつて、それだけならば、それは必ずしも不健全とは言えない。そういうものが真実あるとするならば、それは確かに営業を禁止するわけにはまいらぬでしょうが、しかし不健全なものであるがゆえに、そしてまた非常な風俗を乱すおそれがあるがゆえに届け出営業にした。で、一層不健全さがあつたとあなたが比較的言われたそれは初めから営業を認めるんだと、これはどうしたつて論理的に矛盾だ。それを何かあなたが弁明する理由としては、禁止をしていられるものを解除することは公認になりませんという言われるんだが、それは、あなた

は初めからもう全面禁止はできないんだということを言っているんだから、それは同じことだ。それは、初めから存在を許すべきものだという前提があるんだ。

それならば、同じように一般的な禁止にして、そして解除をするという、そういう手だてをとつても少しも差し支わりはない。何か業者が許可を受けるという許可証なんていうものを随々しく掲げる、そういうような規定をそもそも置くことが間違いないんだ。一片の通知でいいんです。警察本部長がその通知を出して、それでもつて足るものを、何か許可証なんていう大きなきれいなものをあなた方が仰々しくやつて、それを店に掲げさせるなんていうんだから、ああいいお墨つきをいただいたと、公認ですと胸を張る。そもそもあなた方の対応が根本から間違っている。だから、もし、より不健全ならば初めから禁止しない。しかしあなた方が、いや、これはきれいなお嬢さんが体をマッサージュするだけであつて健全なんですと思えば、そこで解除したらよろしい。そうすべきだ。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗営業の方は許可でございますが、この許可という学問的な議論というのいろいろあるわけでございますけれども、いわゆる一般禁止といつても、現在の許可というのには要件を満たせば解除せざるを得ない一種の編束裁量であるわけでございます。そういう意味で、許可というものを一般的禁止で解除と、こういふふうに簡単に割り切るといふものではなくて、そのやはりそれぞれの許可というものの性格というものをやっぱり見ていくということになつてくるんであらうと、かように考えるわけでございます。

そういうことで、関連営業の方は、私はある意味では地域における規制というの一種の禁止、完全な禁止であるというふうなことでございまして、これは先生のおっしゃる、ある意味ではそういう地域では一切営業させないという大変厳しい規制がかかつておるわけでございますから、そう

いふふうな形でいくことが現在の憲法との兼ね合いにおいて妥当ではないか、かように考えておるところでございます。

○寺田熊雄君 結局、同じ論理を強調するだけなんだけれども、大臣、あなたは非常に柔軟なお考えをお持ちの方と私は見ておるわけですが、どうでしょう。

風俗営業と風俗関連営業とはこつちの方がより不健全だというのが前提なんですがね。それから許可営業というのが最も厳しい営業の制限だということもこれは争いが無いわけですよ。野放しにするよりは一般的に禁止した方が営業の自由に対する厳しい制限であることは、これは疑いありません。そういう前提があるのに、片っ方はより緩やかな規制で発せさせる、こつちはもう非常に厳しい規制で発せさせるというの、これは明らかに私は矛盾だと思つてます。

だから、どつちも一般的に禁止しちゃうつてくさい。そうして不健全なものには、保安部長が言つたように地域規制でもよろしい、より厳しい規制を出発させる。何かそれを特権を与えるようにお考えになるから私の説がのび込みないわけですが、おわかりですか、私の言わんとする趣旨は、どうでしょう。いや、保安部長もいろいろ、私は大臣に伺つたんだから。

○国務大臣(田川誠一君) おっしゃつておる趣旨はよくわかりませんが、考え方はやはりちよつと私と違います。

私はやはり、さつき部長が説明したように、許可というのは禁止の中の許可じゃないんで、一般的にはできるんだと、しかしある要件を満たせばできるんだと、そういう許可なんですよ。ちよつとこれ住宅でも言えると思うんですよ。いろいろ難しいところと条件を満たせば許可になるわけですから、それと同じで、そういう意味で風俗営業の許可営業ができておるわけですよ。

もう一つの関連営業というの、これは悪いのもあればちゃんとしたのもある、ひどいのもある、ひどい、こういうことですからいろいろ

つておるわけですよ。だから、そういうものは、悪いやつは取り締まらなきゃなりませんから、そういう面では届け出をさせる必要がある。非常に簡単だと思つておる。だから、寺田さんのように余りひどいところを知らない、ああいうところへいらつしやらない謹厳な方には非常にわかりにくくおもうんですよ。私なんかみたくにああいうところへしよつちゅう行つておるような者は、こういうことは非常によくわかると私は見ております。

○寺田熊雄君 大臣は、それは実際は詳しいかも知れぬ。理論はだめだ、それは全然誤解していらつしやる、それは。本来的にそれはもう自由に営業できるんですよ。しかし、法の世界では全面的に禁止してあるんですよ。できないんですよ。だから、そこが大臣の、何か初めからできるものでどうのこうのとおっしゃつたが、それは違ふ。ある一定の目的から全面的に法の世界ではできなくしているそれを解除する。解除は御承知のようになります。その禁止を解除するということなんです。大臣は……

○国務大臣(田川誠一君) いや、言い方がちよつとまずかつたんです。

○寺田熊雄君 それは理論的にはだめだ、実際はどうか知らぬけれども、それは全く大臣誤解していらつしやるんですよ。

私は、この点はやつぱりもうちよつと大臣を初め警察当局が考えていたのだいて、何か許可することとが名譽を与えるような、公認するやうな、そういうふうなふりに思ひなしていらつしやるから、それでひつつかかるわけですよ。そうじゃない。単に全面的な禁止というものを解除するにすぎない。そこをやつぱり考えていかなければいけません。これはちよつと理論的にはどうしても譲れない点であります。

これは判例にもあるんですよ。例の、御承知のように薬事法の、最高裁が憲法違反として薬局の距離制限の規定を無効とした判例がありますね。あの判例でも、許可制というものがある職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由

に対する強力な制限であるということをやつたつておるわけで、その点は疑いがないですね。だから、より不健全なものをより緩やかな制度にして出発させるということの矛盾は、これはどうしても消せませんよ。また、さつき部長といろいろと論議をした、健全なものに育成するというような、そういうものは警察本来の任務から外れておるんで、不健全なものを排除すればそれでよろしい。それが警察法の私は精神だと思つて。

トルコぶろに於いて衆議院でも各議員と保安部長との間にこれは何回も論議が交わされておりましたね。トルコぶろイコール売春と決めつけることはできませんということをおっしゃつておられる。だから、その甚だしいものは、じゃ、それは全部が黒かという、それでもありませんと、グレーゾーンの営業というふうなようにもあなたは言つておられる。しかも、グレーゾンを余りきちつとやると営業が成り立ちませんとまでおつしやつておられる。これは、やはり本来そういう不健全なものであつてもその営業の自由というものは認めざるを得ないことを前提にして言う言われているんだね。だから、全面的禁止はできません、どうしても認めざるを得ないんだと言ふんだつたら、初めから許可営業にして、そうして強い絞りをかけた方が合理的だと、その方が論理的でもあると言わざるを得ないですね。

だから、その証拠には、トルコぶろなんというものは我が国に全くありませんと言つて胸を張つておる議員が衆議院にあつた、例えば富山県の議員で、なくてもいいんだから、初めから禁止したらいいでですよ。しかし、どうしても全面的禁止はできませんとあなたは言われる。それじゃ、初めから絞りをかけてその存在を許したらいいい。私はその方が論理的だと思つてますよ。

トルコぶろなんというものはない果は一体我が国にどのぐらひ存在しておるのか。これはまずあなた方の調査ありますか。

○説明員(古山剛君) トルコぶろにつきまして、

それぞれ県の風俗営業法の施行条例で全県禁止
をしている県が八県でございます。

○寺田熊雄君 ない県が八県……

○説明員(古山剛君) いえ、地域規制につきまし
て全県禁止をしているという県が八県あるという
ことでございます。

○寺田熊雄君 やつぱりそれが正しいですね。

ただ問題は、この改正法によりまして、まず第
二十八条の第一項が、恐らく学校であるとか児童
福祉施設であるとか、そういうもののある、青年
年に対して健全な風俗環境を守りたいと考えたそ
の箇所から二百メートル以内のところではそれは
管まさない、これは一応あなたのおっしゃる地域
規制をかけましたという、その点なんですよ。
それから第二項を見ますと、さらにまたその地域
規制を強化して、「前項に定めるもののほか」、つ
まり学校とか福祉施設以外でも「都道府県は、善
良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又
は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止す
るため必要があるときは、条例により、地域を定
めて、風俗関連営業を営むことを禁止することが
できる。」という規定になっておりますね。

(委員長退席、理事眞鍋賢二君着席)

これは、まだあなたの方がやつぱり全面的な排除は
できない、営業の自由があるからというひもが
ついているんですね。だから「地域を定めて」なん
ていう文言をそこに挿入しておるわけだ。片一方
は、社会、善良な風俗を守ろうとする県は、今防
犯課長のお答えでは八県も全面禁止している、こ
う言うんですね。その方が正しいと思うんだが、
この法案ではやつぱりまだまだ腰がふらつてお
るわけです。そうでしょう。だから、この法案が
もしも可決されて法律になった場合には、より健
全な政策をとつておる府県の全面的な禁止とい
うことがおかしくなつてくるんじゃないだろうか。
これは「地域を定めて」という制限があるから、
逆行になつてくるんですね。これはどうでしょう

○政府委員(鈴木良一君) 地域規制を条例に委任

をしておるわけでございますけれども、各県も実
情に応じて、合理的な理由が存在する範囲で規制
をしていくということであろうと思ひます。そう
いうことで、地域の実情に応じて地域を定めてい
くというのが望ましいやり方ではないか、かよう
に考えております。

○寺田熊雄君 それはおかしい。そんなことを言
つちやいかぬ。それじゃ何でこれは「地域を定め
て」ということを書いたんですか。これは全県と
いうことじゃないんです。全県の中で特定の
地域を定めてというおつもりでこれをお書きにな
つたんでしょ。

○政府委員(鈴木良一君) やはりこれを判断をす
る場合には、善良の風俗、それから清浄な風俗環
境を害する行為、それから少年の健全な育成に障
害を及ぼす行為を防止するために必要があるとい
う判断をして、そうして地域の実情に応じて地域
を定める、こういうふうな考え方できておるも
のでございます。

○寺田熊雄君 それはわかる。「地域を定めて」と
いうのは、それぞれの地域の特殊性に応じてと部
長あなたはおっしゃるから、それだったら、それ
ぞれの地域の実情に応じてというのは全県の範囲
を言うんじゃないかと、全県の中の部分的な地域と
いうことを意味するんでしょと、そう言つて聞
いておるんですね。

○政府委員(鈴木良一君) この書き方は現行法の
書き方と同じでございます。一つも変えていま
しるのではないわけでございます。したがいまし
て、解釈も現行法の解釈と同じで、現行法の解釈
のもとに、先ほどのように既に全県規制を八県や
つておるといふところもあるわけでございます

(理事眞鍋賢二君退席、委員長着席)

その考え方は改正法案においても踏襲していく考
え方でございます。

○寺田熊雄君 現行法でそうだから、今までそう
してきたから法律的に可能だというゾルレンの問
題と、現在そうあるからというサインの問題と一

緒くたにしちや困る。この法案が成立した場合
に、果たして仮に現行の法律に違反して条例がで
きておつたとしても、存在したとしても、それは
やはり法律的には無効になつてしまふんじゃない
かと言つてお尋ねしているわけだ。

それからもう一つは、この「地域を定めて」と
いうのは全県のことを言っているんじゃないでし
ょう。全県の中の一部分の地域のことを言つてい
るんでしょと、そう言つてお尋ねしているんで
すよ。

○政府委員(鈴木良一君) 考え方としては、「地
域を定めて」というのは全県的な考え方ではあ
るものではないと申して全県になるということには
積み重ねによりまして全県になります。

○寺田熊雄君 それは詭弁だが名答だ。しか
し、それはやつぱり詭弁だ。特定の地域だが、特
定の地域、特定の地域、特定の地域といつてみ
な寄せ集めたら全県になりますと、そういう無理
をしちやいかぬ、法解釈をね。

なぜ私がこういうことを言うかという、これ
は長崎地方裁判所、昭和五十五年九月十九日付の
判決がある。ここで、旅館業法の問題ではあつた
んだけれども、旅館業法が一定の区域を限定して
旅館の建設を制限し得るといふのに、全面的に市
町村が町長の承諾がなければ旅館を建設し得ない
としたのは、法律が定めているものより高次の営
業規制を行うことは許されないというところで町長
の不同意処分を取り消しているという判決があり
ますね。

だから、これはやはり同じ理屈でいきますと、
法律が特定の地域の制限はできるといふのを越え
て、条例でそれより高次の制限を課するといふこ
とになると、やはりそれは許されないとされる可
能性が強いわけですね、こういう裁判所の考え方
から言つて。そこで、私はそれを問題にしておる
わけですね。これはやつぱり部長も警察庁長官も考
えていただかないと、さっきの全面的な禁止とい
う論理に立たないと随所にこういう矛盾が出てく

るんです。どうです。長官に答えてもらおうか。
○政府委員(三井清君) この風俗関連営業を全面
禁止にしないことについて、私たちは専ら業務の
実態に着目して、どういふような法的規制を加え
るのが適當かということ考へた。それからま
た、一方で営業の自由という問題が憲法上の問
題としてあるわけでございます。これを具体的に
にどういふふうな調整をしていくかということ
で得た案でございます。何か不純な動機とかそ
ういふことは毛頭ないわけでございます。

ただいまの問題につきましても、専らその実
態、風俗営業の方は一般的な禁止を解除というよ
うに、禁止に重点があるような言い方もあると思
ひますけれども、今や許可というものは、許可をす
るといふこと、積極的に許可を許すといふこと
に、つまり許可に伴う法的な利益といふまじよう
か、そういうようなものに着目をするといふのが
今日では一般的な考え方であらうかと思つて
ございます。そういう意味では、認可とかそ
ういふものと余り許可とが差がないといふか、近づ
いておるわけですね。

それから片一方は届け出制にしたのは、営業の
自由一般というものからこれを全部ゼロにするわ
けにいかない。ゼロにするわけにいかないとい
はしますと、しかも積極的に認めて、許可に伴うよ
うな一定の法的な地位とか、別の意味では利益と
かといふものを与えるにふさわしくない、こうい
ふふうな業務の実態を見ますと、それをどうい
ふふうに整理するかといふことになりまして、本
当は許可と届け出の間にならば、先生のおし
やるようなおりにびたつとしたような法概念と
か法制度といふものがあればあるいはいいの
かわかりませんが、積極的なものとしては許
可だ。

それから、一般の営業の自由ということになる
と、全く野放しにするといふいろいろな問題がある
ので実態を把握しようといふことで、それを認める
とか認めないとかといふことは許可のような立場
ではない、許可とは全く違ふ。ほうつておいて全

然手をつけたい、しかし実態ぐらいい知りたいというところ、これを法的にとらえれば届け出。許可と届け出が全くびつたり隣同士の概念のように、この概念を考えますと、許可の方が厳しい、届け出の方が何か甘いというようなことであるような印象もあるかも知れませんけれども、かなり次元の違うというようなことであります。

したがって、あと考えるのは、名前は届け出、名前は許可、これを対比いたしますと、その制度のもとでどういうような措置が風営法上とられるかは、こういう実態を見るところで判断するの一番適切なものではなからうか。こういうふうな思いわけでありまして、風俗関連営業いろいろありますが、端的に言いますと、さつきお話をいたしましたように、風俗営業そのもの、狭義の風俗営業とそれからこの関連営業、こういうふうな言い方をしますと関連営業の方に問題が多い。それを許可営業のような意味での法益といえますか、地位を与えらるるというにはなじまない。それでは、ほうっておくのかと、ほうっておいてもいいわけですから、届け出で我々は把握をいたします。したがって、届け出で我々は把握をいたします。で、把握したもののついて、これが一番はつきりするのは刑法その他の刑罰法令に触れるような行為をする場合、これは現行法がありますように、どんどん取り締まりをしていく、こういうことになるわけですね。

今度この法律を考えたのは、保安部長がさつき言いましたように、刑法ではもう残念ながら単純売春は処罰しない。逆に言いますと、単純売春は権利というほどじゃありませんけれども、取り締まりという観点から言えば聖域みたいなものなんですね。我々は、それを取り締まるのは管理売春、売春の周旋とかそれからあつせんとか、こういう周辺の行為を取り締まる、こういうことになりまして、それがまた単純売春と違つて大変難しい。しかも、さつき話がありましたように、管理をみずから求めて管理されていくというようなことは法律上なかなか管理ととらえにくい、こういう

うようなことがあります。

そういう風俗関連営業を、セックス産業を全く野放しにしておくのかということ困る。したがって、刑罰法令に触れることをやれば取り締まりしますけれども、それ以前の段階はほうっておくというのはいかにも問題がありますから、さつきありましたように、届け出をして実態把握に努め、それでよくないことがあれば、これは指示をたれ、一番きついのには営業の廃止ですが、その前に停止をしたりというような処分をしたいと思います。処分をする前提としては、やっぱり届け出というもので把握をするということが、届け出に伴う事実上の把握という裏づけが必要でありますけれども、届け出という行為があつて、それで行政処分がある。届け出がないのに行政処分というのは、またなかなかこれはなじみにくいだろう。したがって、行政処分の対象でありますよというものを届け出という行為によつて我々は確定をいたします。それによる行政処分をいたします。もつとひどいことをすれば刑罰法で取り締まりますよ、売春、わいせつ、そういうので取り締まりますよと、こういうような建前でございまして、許可、届け出というのを並べると、公安条例によくあるわけでありまして、公安条例の届け出やるのと、この場合については親近感というのがちよつと違つて、そんな親近感はないような営業の実態というのをとらえようと、こういうようなところで、そういう意味では大変苦心をされているところであるわけでございます。

○寺田熊雄君 ども同じようなことを繰り返される、その根底にあるものは、やはり許可という御自分たちがなさるその行為に、業者がわいわい言うてくる、業者は、やれば喜ぶ、その何となく、あなた方の権限に酔つておられるから、それで何か特権を与える、あなたは利益とおっしゃつたが、そういうふうな考えを生ずるんでしよう。そうじゃないんですよ。その利益は確かに、禁止を解除するんだから、今までできなかったものをやるんだから、それは利益があるけれども、それは

許可が与えるものじゃないんだ。それは許可によつて得られる反動的な利益なんです。何かそれを利益を与えるように思うから、あなた方はそういう利益を与えたくないといつて頑張る。そこに根本的な認識の不足がある。ただ単に、さつき大臣が言ったように、本来自由なものを禁止するというところを網をかぶせてしまつておる。それをあなた、単によつていろいろ利益があるかもしれないが、それによつても許可によつてあなた方が意図したものは、それは何れも許可によつてあなた方が意図したものは、それは何れも許可によつてあなた方が意図したものでない。それは反動的な利益だ。だから、それによつてあくまでも許可制と届け出制を併置しようとするのは間違ひです。

その上、今長官がおっしゃつたデモの届け出制と許可制の問題にしたつて同じことです。つまり、許可制にして許可したから特権ができていいというものじゃない。我々は、それこそ逆に届け出制でやるべきだと思つておる。それを許可制にして、何か許可というものを特権のようにお考えになる、そうじゃない。本来なし得ることの禁止を解除したものであつて、本来なし得るんだから届け出制でもいいんですよ。しかし、それが非常に不健全なものであれば禁止しちやえよというのが私の言つておる趣旨です。その方がはるかに論理的だ。そう思いますよ。もう一遍お考え下さい。

○政府委員三井清君 許可制という意味は先生のおっしゃるとおりでございまして、許可されたというに伴う社会的地位といひますか、それと伴う反動的にせよ法益といひますか、利益といひますか、そのことをちよつと単純に法益と、あるいは利益というように申し上げたわけでございます。同じことを頭に描いておるわけでございます。それでも、今申し上げたような実態に即して、届け出と許可とはそういうような意味合いを持ってございまして取り扱ひの適当であるというように考えたわけでございます。

から、私が言わんとする趣旨はわかつていただいたろうから、それとあなたの方の何か許可というものを特権を与えるかのように思つていらっしゃる。そのお考えがいかにも間違ひであるかという点は、これはわかかつておられるんじゃないかと思つておられる。そのところはもう一遍再検討をしてもいいと思います。さらにこれは論議する機会を得たいと思つた。

それから、先ほどもちよつと保安部長が言われたように思いますが、風俗営業の許可基準、これはあなたに編入された行政処分であるということをちよつとおっしゃつた。ですから、第四条に言う人的な要素あるいは施設等の物的な要素、そういう面の欠格条件がなければ原則として許可するといふ建前をとつておられると、そういうふうな理解してよいですね。

○政府委員鈴木良一君 おっしゃるとおりでございます。許可の基準には人的なものと物的なものがございますけれども、それが充足されておれば許可をするということでございます。

○寺田熊雄君 一年更新の問題、これはやはり衆議院でも非常に論議になっておりました。第三条、営業の許可の条文の第三項を見ますと、「前条第一項第七号に掲げる営業に係る第一項の許可は、一年ごとにその更新を受けなければ、当該期間の経過によつてその効力を失ふ。」、こういう規定になつておる。これは一年というの短きに失するのではないかと議員の質問に対して、長官も保安部長も、いやそうではありません、これは前は六月でございましたのを一年に延ばした経緯がありますということ、なかなかこれは短いということはおつしやらない。しかし、再検討はいたしますというところは言つておられるんですね。だから、多少の柔軟性はうかがえないではない。しかし、やっぱりこれは一年というのは、今盛んに言われておる行政の簡素化に大変これは私は反すると思つておる。

この間、法務委員会において、法務省の方の外人登録関係についてもこういう期間を大幅に延

長しました。あなた方の所管の交通行政でも免許証の切りかえ期間を延長したでしょう。だから、一年というものは、そう何もあなた方が無理に仕事を拡大なくてもいいんじゃないだろうか、忙しいのに、人が足りないのに。私はそう考へる。しかし一面、娯楽施設利用税の問題がありまして、どうのこうのと言っておられるけれども、そういう余りほかのことにまで気を回して嚴重になさなくてもいいんじゃないだろうか。税は税務署に任せれば足ると私は考へる。どうしてもこれは一年更新というのは必要だと考へますか。

○政府委員(鈴木良一君) 先ほどもちよつとお話がありましたが、これは現在変更しておりません。現在も三年でございまして、その制度をそのまま維持しておるわけでございまして。車検のことでございまして、私の方は変わっておりません。

それから、一年ごとの更新の問題でございまして、これは二十九年に議員立法で入ったという経過、そういう経緯を尊重しながら今日まで来ておるといことが一つございまして。それから、五十七年に六カ月を一年に延ばしたという経緯もございまして。そういうふうな問題から、今回はこの部分につきましては格別に改正を考へませんでしたので、そういうふうな二つの問題等を含めて現状を維持することにしたものでございまして。

○寺田熊雄君 大臣、やはり衆議院でも論議がありました。一年というのはいかに短いじゃないかという、これは余りこだわらずに、そういう大方の感覚といひますかを尊重なさつたらどうでしょう。それに、やはり行政簡素化の問題もありまして、余りそう突つ張らぬでもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田川誠一君) この問題については、十分慎重に対処してまいりたいと思ひます。將來、また検討させていただくような機会も持ちたいと思つております。

○寺田熊雄君 警察のお答えとしてはやっぱり前進なんでしょうね。余り慎重過ぎるので少し不満

だけれども、まあまあ前進があるんでしよう。それから、第二条第一項第八号のテレビゲーム等を備える店舗の立法の是非については、これはいづれ同僚議員の方で詳しく御質問があるように聞いておりますので、私はきょうは質問をしないことにします。

ただ一つだけ、いろいろスロットマシンとかあるいはそのほかのスーツその他の競技を行わせる機械との間には非常に顯著な差があるという説があります。私は余り知らないから、よく詳しく方に質問していただいた方がいひださると思つて、きょうはやりたくない方だけれども、機械の中に、純粋に偶然性のない技術によつて結果が出る、偶然性というものを排除する、賭博の要件が満たされないという機械がある。片一方はまた偶然の輸贏という賭博の要件を満たし得る機械というものがあつて、その両者が截然と分かれていふんだという説があります。私は、その説には非常に傾倒すべきものがあると思ふ。その経営者の人柄によつてそれがどう利用されるかということとは、これは別問題である。私が言ふのは、機械それ自体の性格の差というものがあつたということをおつておるんですが、この経営者の意図を一応遮断して、その機械自体にそういう差異があるという点、これは部長は認められますか。

○政府委員(鈴木良一君) これはいろいろな機械がございまして、私もすべての機械に通曉してゐるわけではございませんので、一概には申せませんが、大体ゲームセンターに置いておられる機械は、なるほど技術介入性の強いものと弱いものと、それから偶然性の強いものと弱いものがございますが、全く偶然性がないというものは大変少ないように思ひます。やはりそれは程度の問題でございまして、技術介入性が仮に強くても偶然性の要素が残つておるといふことになりまして、それはやはり賭博の要件を満たす場合もあるわけではございまして、そういうことから、すべての機械をこどもも論ずるわけにいきませんけれども、大部分のものは、今申しましたように程

度の差でございまして、全く偶然性がないという機械はこういうゲーム機には少ないというふうに理解しております。

○寺田熊雄君 これはまた、全く偶然性がありませんとする業者があります。何だつたら機械を他にお目にかかけましょうという提案を受けておる。それから、片一方はもう偶然性が非常にあるんだということ、これはやっぱり委員会がそういう点を慎重に見きわめられる必要があると思ひます。部長もすべてに通曉しておるわけじゃないと一応言われておるし、全面的な否定でなく、極めて少ないと思ひますというお答えだから、これはやはりこの委員会が把握する方がいいと思ひます。

もう一つ、あなたにお伺ひしたいのは、許可条件としてどこに重点を置きますか。この二条第一項八号のゲームセンターの場合、機械に重点を置くのか、それともたまり場なんという点を考慮してその店舗の構造に重点を置くのか、それとも経営者の人物に重点を置くのか、許可条件としてどこに重点を置きますか。

○政府委員(鈴木良一君) どちらにというのはいかなにかお答えが難しいわけではございまして、当然のことながら、人的要件という面と、それから機械の構造という面と、それからそれを使う施設という面が三つあるわけではございまして、やはりその三つを判断材料に使つていくということにならうと思ひます。

○寺田熊雄君 なかなかやつぱりぼろを出さない官僚答弁という、そういう印象ですね。ただ、あれでしょう。今、私が最初にお話をしましたように、全く偶然性というものが無いものであるというふうなものが現実存在しておれば、そういう機械に重点を置いて許可、不許可をお決しになるといふことになるんだと思ふんです。だから、やつぱり実態を把握するということが大変じゃないでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(鈴木良一君) 私の方も、ここで挙げられておるのは、「スロットマシン、テレビゲーム

機」といふのは例示でございまして、「本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある競技に用いることができるもの」これを対象にしようとして、こう考へておるわけでございまして。したがって、全く技術介入、技術だけであるといふことになりませう。この対象にする必要はないわけではございまして、この判断は、しかしまた大変慎重にやらなければならないという問題であるかと、かように考へております。

○寺田熊雄君 なお、衆議院の論議を見ますと、成人映画は規制の対象としないといふふうな言ひ切つておる部分があります。それがまた質問者によつて多少後退しておるかのような印象を受ける面がありますが、もう一遍この委員会でも、完全にこの法案は成人映画を規制の対象としないんだといふふうにお聞きしてよろしいんでしようか。その成人映画といふのはポルノ映画も含めてです。

○政府委員(鈴木良一君) 現在の法案では、改正案の第二項第四項第二号の政令では、規制の対象として成人映画を規定しないこととしたしております。これはやはり各種映画関係の団体が看板なりあるいは立ち入りという問題につきましても、自主規制を大々強化をされておる。それから、御存じのとおり、映倫という審査を受けておるといふ問題もあつて、それからまた、大々映画関係の団体は組織率が非常に高くて自主規制が期待できるということもございまして。

そのほか、福祉的な要素といたしましては、現在四十三の都道府県で青少年保護育成条例というのがございまして、これに有害興業の年少者への観覧制限が行われておるといふこともございまして。そういうことを含めて判断をしたわけではございまして。今後は業界の自主規制の動きを見守つてまいりたい。そして、今後成人映画館を政令で規定する必要があるし生じたという場合には、業者団体と十分話し合つた上で対処してまいりたい、かように考へております。

○寺田熊雄君 そうすると、部長が言われた、本

法案によつては成人映画は規制の対象といたしませんというは、現在の自主規制の機能が有効に働いておるといふことを前提にしてそういうことを申したのであると。しかし、その自主規制の機能の鈍くなった場合、弊害が生じた場合は本法案の規制を適用すべきか否かを検討して業界と話し合つて決めると、こういうふうな理解によつてよろしいか、ちよつとお答えを。

○政府委員(鈴木良一君) 先生のおっしゃるとおりでございます。

○寺田熊雄君 あと私が非常におもしろいと思つたのは、そういうことになりますと、本法案十六条の宣伝、広告の規定もやはり成人映画、ポルノ映画を含めてのもので、それに関連しては適用しないという点に興味を持つたわけですが、スウェーデンなんかのように完全な自由ではないにしても、よく町を歩くと映画館があつて、なかなか相当なものだなと思うような絵がありますね。ああいうものもやはり大らかな気持ちで、あなた方はこの本法案によつては規制の対象とはしませんと、こういうふうな伺つていいわけですね。

○政府委員(鈴木良一君) 現在の段階ではさうでございます。

○寺田熊雄君 私はまだ正直に言つて行つたことではないんだけれども、ノーパン喫茶というのがありますね。これも答弁が必ずしもはつきりしない。会談録を読むと、数が減つておりますとかいろいろなことを答弁するんだけれども、これは風俗営業には入らぬという、そういうことをおっしゃつておられるんでしょう。もう一遍はつきり言つて下さい。

○政府委員(鈴木良一君) ノーパン喫茶と申しますのはいろいろな態様があるわけでございますが、本当に言葉どおりの意味でございますと、例えば裸に近い格好で飲食物を給仕するという形のもので、発生的に見ますとそういうものでございまして、そういうふうなものは直ちにやはりそれだけで対象にするというは考えておられないわけでございますが、ただ、現在ノーパン喫茶と言わ

れておるものは、最初の段階では、今申しましたように裸に近い格好で飲食物を給仕するということから始まりまして、さらにそれが大体それだけでは終わらないわけでございます。もう一つ先のサービスをいかがですかというところで店の方も申し出る、客の方もそれに乗つていくというような形のものになる可能性のものが非常に多いわけでございます。

それは、名前はともかくといたしまして、一つの個室マツサージのような形態になるものがほとんどになっておりました、これは現在私どもは、この改正案の第四項の第五号で、個室マツサージとかあるいはフアッションマツサージという実態のあるノーパン喫茶は対象にしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、パンツを着用する、しないは私の自由ではないかということとパンツを着用しないだけである、それだけにどまつておるといふ喫茶店は、これはもう完全に入らぬわけですね。

○政府委員(鈴木良一君) パンツのはき方にもよるわけでございますが、全くわいせつに当たるような形であれば、これは当然のことながら、わいせつとして問難しなければならぬことになるわけでございますが、わいせつに至らない程度の段階でございますとこれは対象にしない、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 いや、その個人を私言っているんじゃないんですよ。普通のワンピースを着用しているけれども、ただ内部にパンツを着用してない、そしてそういう女性がお茶を持ってくるというのであれば、これはいいわけでしょう、パンツをはけと命ずるわけにはいかないもの。

それから、わいせつというのは、あなたのおっしゃるの、店主がそういうことを命じたらそれは風俗営業になるという意味ですか。それともわいせつ罪でひつくりますかという意味ですか。どつちですか。

○政府委員(鈴木良一君) 従業員がそういう形に

なるのは大体店主の、いわゆる営業主の営業方針によつてやることかととんでおると、こう考へられるわけでございますけれども、そういう場合にはやはりわいせつで問難していくという形ではなからうか。また、それが飲食店という形態であれば飲食店の方の関係の遵守事項等の問題もございまして、そちらの方の関係で問難をされるということもあるかと思つております。

○寺田熊雄君 衆議院でもそこはそういう御答弁だが、それがはつきりしない。飲食店というならば飲食店の方でそれを問難していくというのは、本法の言う風俗営業になるという意味で言つていいのか。別個な法律でそれを追及していくという意味で言つておられるのか。どちらですか。

○政府委員(鈴木良一君) 私が申しましたのは、この法律でございます。法律の三十四条で「公安委員会は、飲食店営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合、法令等の中」に先ほど言いました刑法等が入るわけでございます。そういう場合に、かつ「善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき」は、当該飲食店営業者に対して必要な指示ができて、また二項で必要な営業の停止処分等ができる、こういうふうなことでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、あなたがおっしゃるのは、この三十四条で賄つていく、したがつて、これを風俗営業であるとか、そういうふうな範疇に入れるということはない、こういう趣旨ですね。そうでしょう。

○政府委員(鈴木良一君) おっしゃるとおりでございます。

○寺田熊雄君 もう一つ、あなたの今までの衆議院における中でははつきりしないのは自販機の問題であるんですが、これは私も一度現実を買つてみないといかぬなという気になつたんですが、ピ二本が出てくるというんでしょう。そうすると、おかけするのは、ピ二本を売る店舗は規則する。それで

すね、これはあなたが風俗関連営業に入れておるわけだから。ところがピ二本が出てくる自販機がどうなのかというところになると、これは青少年保護育成条例が府県にございまして、そういうふうなことで答弁していらつしやるんだが、それで賄うしかないという意味でしよるか。

○政府委員(鈴木良一君) この法律の第二条第四項第四号に当たりましては、いわゆるアダルトショップ、こういう店に仮にピ二本あるいはおとなのおもちゃ等を売り、かつ自販機を備えて売つておるとすれば、これは当然のことながら、これに対する営業であるというふうな考へておるわけでございます。

私が答えておりますのは、ピ二本と申しますのは、雑誌というよりむしろ写真に近いものでございまして、そういうもので、ここにありますような「性的好奇心をそそる写真その他の物品」というふうな形で考へておるものでございます。いわゆる本屋さん等で自販機等に入つておる雑誌、これもまたいろいろなものがあると思つておるわけですが、これはいろいろ写真というよりやつぱり雑誌、本でございます。しかもそれが書店等に置かれておる、書店の片隅に置かれておるといふような状況のものは、これは書店そのものがこの法律の対象というふうには考へておりませんので、あわせて、そこで売られておる自販機による雑誌等もこの法律で考へていくべきものではない、こういうふうな考へておるものでございます。

○寺田熊雄君 いや、部長、衆議院の論戦を見ていますと、あなたのおっしゃる通りに、ピ二本なんというものを売つている店舗にある自販機というものは、これは確かに規制の対象になるでしょうが、質問者は、このごろは住宅街にそれが進出しておる、どうするかという質問だつたんですよ。そうしたらあなたは、いや、これは府県条例だと、こう言うのが、府県条例のないところはどうか。その問題がある。

○政府委員(鈴木良一君) やはり青少年保護育成条例というのがそういう形でできておるものでござい

ます。

ざいますから、そちらの方の關係で対処していくべきものであらうと思ひます。確かに条例のない県もあるわけですが、そういう必要性がもしあるとすれば、その県ではぜひ青少年保護育成条例でそういうものを規制していつていただくといいことになるのではないかと、こう思つております。

○寺田熊雄君　そこがこの法案の大変な矛盾なんです。つまり、二本を売る店は規制する、それで自販機で売っているものは規制できない、これは府県に任せます、こういう矛盾がこの法案にある。それでしよう。これを矛盾と言わずして何ぞや、これは長くなつて時間が五分超過しましたので、この程度でとどめますが、これはこういう点でこの法案は非常に矛盾があります。

○吉川芳男君　まず、審議日程の話まつた中で自民党の私に一時、質問時間を与えていただきました委員長並びに与野党の理事に深く感謝申し上げる次第でございます。

議会は野党のためであると外国のことわざにもあるそうですが、自民党は与党として、法案作成の段階で政調部会等に諮られておりますので、大要その意向はくみ上げていただいているわけですから、このたびのこの風営法の改正は、その改正の規模において、その内容において大変大きなものであり、いささかの疑問と質問があることは当然でありまして、以下お伺いする次第でございます。

質問に入ります前に、このたびの改正の背景になつておりますところのいわゆるセックス産業の跳梁はつことというものはまことに目に余るものがある、青少年の非行や不良化、善良な風俗の破壊につながることは言うまでもないわけですが、基本的にはこの大改正の必要性や意義というものは、十分私も理解しているつもりでございます。

しかし、日本においても、これは世界においても、この性というものは本来もう少しおさらかであつて、もつと朗らかなものであつて、陰湿なものでないと思つてありまして、日本でも、これ天の岩戸の時代から、女なくしては夜も明けぬ国、こういうわけでございますし、また先年、私はボンベイの遺跡を見に行く機会がございました、大きな道路からちよつと入つたところに今で言うその種の施設がありまして、その部屋の中の壁にはいろんな体位まで極彩色に書いてあるんです。ですから、これは四千年前も今も、この需要と供給には変わりがない、こういうふうな思つて話していただいてもしょうがないから、これは閑話休題といたしまして質問に入るわけですが、

私は、今回の改正案は、今までこれははずか八条だつた風俗営業法が今回の改正によりまして全文で五十一条、しかもその上に具体的な規則等は数多くの政令、政令では委任事項がおたくから出されてもらつた資料によりまして五十三カ所、さらに国家公安委員会の規則、それからまた、大部分今まで各県ごとのばらばらだつたという条例を法律で取り上げたんだ、こうおつしやつていまして、それでもまだ条例に委任する事項もある、こういうことでございます、大変これは大がかりな大改正だと思つてありまして、いわゆる骨奪胎でないかという、この種の問題についてそういう表現が使われることもございますが、こういうふうにも見られるわけでございますが、こうなつた理由は何とどういふところにあるのかということ、私、時間が限られていまして、まとめてひとつ質問します。

それからもう一つは、従来の風営法の業種指定というものは五つですか、ありましたけれども、今度はいわゆるセックス産業というものは風俗関連営業ということで取り込んであるわけですが、トルコ、ストリップ、のぞき劇場、個室ヌード、モーテル、類似モーテル、ラブホテル、レンタルルーム、アダルトショップ、個室マッサージ、どうも聞くだけで耳が汚れるような感じでございますけれども、そういうようなわけ、そして前者を許可制にして、後者は届け出だけ

でいい。先ほどから議論も大分ありましたけれども、こういうのは、これは何かいいものも悪いものも一緒だ、くそも一緒じゃないか、こう思つていただいておりますが、これはやっぱり後者は厳しく取り締まらなきゃならぬという基本方針があるなら、私はこれは仮称をつけたいんですけども、青少年を有害な環境から保護する法律というやうな題名で制定した方が法の趣旨が正しく理解されて、一部業者からは、これはどうも我が業界をねらい撃ちしたんじゃないかというやうな不評を思つていただいております、この点について、まづ警察庁長官からひとつ御答弁いただきませうか。

○政府委員(鈴木良一君)　私から先にちよつとお答えをさせていただきます。

まず、こういうふうな立法の形態をとつた理由でございますけれども、先生、八条から五十一条というお話がございましたが、実態は十六条でございます。法律の中に枝番のついたものもかなりございますので、それを見ますと十六条が現行でございます。これが五十一条になつたということでございます。これは前々から指摘をされておりました、風俗営業法というものは余りにも法律、条例に任せて、その条例の運用がまちまちで困るではないかというところがございます、昭和三十一年のときの附帯決議でも、衆議院でございましたが、全会一致で、何とかもう少し法整備を図れど、こういうふうな指摘をされたところでございます。

そういうことで、条例で各県でやつておりますが大体三十五、六条あるわけでございますが、これが全部が全部条数が一致するわけではございませんけれども、そういう条例について、必要なものはやはり法律でもって整備をしていく必要があるだろうという形で整理をしたものでございまして、大部分がそういうふうな形になりますわけでございます。決して換骨奪胎で従来のものともまるつきり変わったということには考えてお

らないわけでございます。あくまでも現行法の延長線にあるということで整理をしてきたものでございます。

それから、風俗営業というものと風俗関連営業が一緒になつて、くそも一緒じゃないかと、こういう御指摘でございますけれども、これは現在の法律の立て方自体がこういう形になつておるわけでございます。既に風俗営業という形で現在一号から七号までの営業が許可営業としてございまして、そのほかに、その後の四十一年の改正、四十七年の改正で、トルコぶるとそれから興業場の関係というものがつけ加わり、さらにモーテル営業がつけ加つたことと、それからモーテル営業がつけ加つたことと、それから興業場、それからモーテルというものと、現在の実態から出ておりますいわゆるセックス産業をあわせて風俗関連営業という形でとらえて規定をしたものでございまして、現行の規定をその面でも整備をしたにすぎないという考え方でございます。

法律はそういうことで一緒になつておるわけでございますけれども、考え方は截然と区画をしていふつもりでございます。許可営業はやはり健全化を図つていくべきもの、それから風俗関連営業に対しては厳しく対処をしていくものという形で峻別して法律を規定しているという状況でございます。

○吉川芳男君　次に、構造と施設の問題についてちよつとお伺いしますけれども、さきの衆議院でも審議の中で、この問題についてかなり詳細のやりとりがあつたのを、会議録で拝見しているわけでございますが、私はこの種の議論というのは余り意味がないと思つております。大体モーテルはこういうものだ、なにはどういふものかというふうな規定づけましても、これは業者の方の悪知恵の方がその上と行くわけであつて、皆様が規定をいかに細かくしたつてこれはその上を行くわけでございます。

例えば一つ例にとりまして、モーテルですね、これは個室にそれぞれ個々に接続する車庫、こ

いうふうになって規定されています。そうすると今度は、もう部屋は共通にできませんけれども、車庫の方はつなげちゃって、これはもうモーターじゃないんだと、こういう形で逃げられる、こういうことがあつたり、私はかつて県会のあるときに、県の条例で和風バー、洋風バーと、こういう取り決め方があつたんですね。何のことはない、腰かけているものが主に洋風バーで、座るところがあると和風バーだと、こう言うんですね。ところが、一緒に施設をしたらこれは警察は許可しないと、こうなつたんです。

これは余りどうもしやくし定規な話じゃないかと、こういうことで、私は時の警察本部長にいろいろ条例上の理屈を言つても始まらぬから、当時NHKで「文五捕物検図」と、こういうのが評判のドラマだつたので、文五親分は若くて威勢がよくて、飯台のところへ二斗だるを腰かけて置いて、貧乏どくりで桃割れのおねえちゃん相手にやつておる。そうすると、今度後ろから、おやじの文五郎親分が来て上がりかまちのところを曹駄を脱いで、ちやぶ台で、ねえさん、熱かんで一本と、こうなるわけです。これは一体この国のいつの時代の風俗だ。これは言うまでもなく日本の明治より前の風俗ですね。これは腰かけたから洋風だ、座つたから和風だという決め方はおかしいじゃないですかと言つたら、その委員会は爆笑になりました。それから新潟県ではこのような条例の取り決め方というのはなくなつたんですね。

それから、もう一つ例を申しますと、トルコぶろの地域の中に普通の家がある。ところが、トルコぶろはもろん外壁等で囲つて外からはうかがい知れないようになっていて、たまたま湯気を上げる管から女の嬌声が聞こえてきたんですね。ところが、それを聞いていたのは受験の子供を持つ母親で、女は弱し、されど母は強しというところで、マスコミに盛んに訴えて、私もその中に加わつて、とうとうこのトルコ街は、新潟県では区域指定はありますけれども、児童遊園から二百メートルのおんまわしかけて、その中にすべて

が包含されるじゃないかということで、それ以後事実上できないことになつたわけでございまして、それは法律の見ようとりやうで、いろいろ抜け穴もあるわけでございますが、しからば今度警察が全面的に出て、これがいいとか悪いとかというふうに言われますと、いわゆる警察権力が先走つていないか、だんだん拡大しておるのじゃないかと、こういうふうにもまた言われかねない。

そこで私は、一体その店やその施設が非常に公序良俗に反する、青少年の不良化に手助けになっているということを判断をまずするために、今度の改正の中には幸い少年指導委員という制度をおつくりになつてますけれども、あるいは風俗の環境浄化協会というものをおつくりになつてます。これらの方がまず先にちまたのうわさを聞いて出かかていって調べる、どうもあれはひどいじゃないかということから、今度本職の警察官が乗り込んでいくという二段構えにしたら、これは実効も上がるし、大体、風俗営業、風俗関連業の数と警察官の数から比べたら、到底私は手が回らぬと思うんですが、そういう意味で、そういう制度をせつかくこの中へ入れたわけですから、活用する気はございませんか。

○政府委員(鈴木良一君) いろいろ御指摘がございました。確かに風俗の環境を浄化していくという問題はひとり警察だけでできるわけでございせんので、風俗環境浄化協会なり、あるいは少年指導委員等の助けもかりまして、そういうお力添えも賜りながら一緒に努力をしてまいりたいと、かように考えております。

○吉川芳男君 それでは、風俗環境浄化協会と少年指導委員の主なる職責、また権限の範囲といえますか、そこらほどのようなことをお考えになつていただけますか。

○説明員(山田晋作君) 少年指導委員でございまして、少年指導委員は、現在警察の行つております少年の輔導とか、それから少年の健全な育成に支障を与えるような行為とか、こういったような

ものを防止する活動とか、それから環境浄化活動とか、そういったようなものをやつていただく趣旨で設けようとするものでございまして、もう少し詳しく申し上げますと、現在風俗関係の営業が少年に悪影響を及ぼしているということが言われておりますし、私もひしひしとそういうことを感じておるわけでありまして、そこで少年指導委員には、深夜の盛り場を徘徊する少年に対して帰宅を促す、必要な注意とか助言を与えるといったような活動と、さらに少年に悪影響を及ぼしているような製品等に対して、これは悪質な業者というふうなものも含めるわけでございまして、少年の健全な育成のためにいろいろと協力をお願するということとか、また地域における環境浄化活動その他の健全な育成に資する活動、こういったものをやっていたらいいというふうなことで、あくまでボランティアという立場でおやりいただくものでございまして、したがって、この少年指導委員に對しましては特別の権限というふうなものは与えませんが、活動の範囲といったようなものを今申し上げましたような形で法律で定めまして、いろいろと活動いただくという趣旨のものでござい

ます。○説明員(古山剛君) 風俗環境浄化協会の仕事でございまして、まず一つは、風俗環境に関する苦情を処理するというところでございまして、いろいろ盛り場等で、風俗営業とか風俗関連営業その他から、風俗の環境に関するいろいろな問題の指摘があるかと思うわけでございまして、そういう苦情の処理をする。あるいはこの法律に違反する行為を防止するための啓発活動というところでいろいろポスターをつくつたり、あるいは各方面に對する啓発を行う。それから、少年指導委員のお話でございまして、少年指導委員と協力していろいろ少年を取り巻く社会環境の浄化活動とか、そういったことをやっていくというふうなことで、それからそのほかに、公安委員会の委託を受けまして、風俗営業所に置かれま

す管理者に對する講習でございまして、あるいは風俗営業所の構造、設備等についていろいろと調査をするとか、そういった仕事でございまして、いずれにいたしましても、民間の力をかりていろいろと環境浄化活動をやっていくということ、いろいろと助けをかりたいというふうな考え方と、この二つがございまして、

○吉川芳男君 これからできるそれぞれ制度であり、団体でございまして、健全に生々発展されることを望むわけでございまして、今できない先からいろいろ注文ついたり、またこうあるべきだとかいうふうな議論でも始まりませんから、次に移らしてまいります。

最近に至つて、この風営法の改正をめぐつてパチンコ業界の一部から、このたびの改正に對して幾つかの異論や反対あるいは条文を削除してくれないかという声が上がつております。現に私も陳情を受けておりますが、聞くところによりますと、法案をまとめる段階で十業界の皆様の意見を聞いたと、あるいはいわゆるすり合わせもしているんだと、こう言われておりますけれども、反対の強いところを見ますと、どうも十分ではなかつたんでないか。どうということからこういうこと、そこに至つてはどうか、その辺をひとつ聞かしていただきたい。

○説明員(古山剛君) パチンコ関係の業界といましては、許可営業者の全国組織であります全国遊技業協同組合連合会と、それからパチンコ遊技機の製造メーカーの全国組織でございまして日本遊技機工業組合、この二つがあるわけでござい

ます。警察庁といたしましては、日ごろから常にパチンコ遊技が国民に悪い場を与え、娯楽の機会を与えるものとして、著しく射幸心をそよめることとならないよう、健全な営業に徹するよう、この二つの組織を通じていろいろ指導を行つてい

とめまして、風俗営業としてその業務の健全化、適正化を促進し、従来の取り締まり中心のあり方を、行政指導を優先するように改めるということで法体系の整備を図つたわけでございます。特に、風俗営業者、パチンコ営業者の全国組織でございまして全遊連からは、ことしの四月六日、警察庁に對しまして、改正に関する主要事項八項目を内容とする風俗営業等取締法の改正に関する陳情書という書類の提出があつたわけでございまして、警察庁といたしましては、その後、全遊連の役員の方々と数回にわたる話し合いを重ねまして、そしてその要望を加味いたしまして改正法案の原案を作成したわけでございます。

一方、全遊連では、たしか四月の十二日だったと思ひますが、緊急の理事会、これは各県から少なくとも一人は出ておられるという理事会でございまして、開催されまして、そして警察庁との折衝の経過を説明されまして、そして警察庁との関係でいろいろの了解を取りつた点について話し合いの経過をその理事会で了解を取りつたか、その結果について説明に來られております。さらに、それから一週間たちました、たしか四月の十九日だったと思ひますが、理事長以下、それから四人の副理事長さん、そのほかも若干名おいでになりましたが、役員の方々が來られてまして、無事解決したということについて改めて正式のあいさつに來たということで、また私どもの方を訪問されたわけでございます。

このようなことで、警察庁といたしましてはパチンコ業界とは十分意見の交換も行い、すり合わせも行つたものと理解しているわけでございまして、ところが、六月の下旬ごろになりまして、一部の方がこの改正法案につきまして反対あるいは廃案を唱えて、国会の諸先生方を訪れて陳情等をしておられるというふうな漏れ承つてるところでございまして、私もといたしましては十分すり合わせは行つたものというふうな思つておる次第でございまして。

○吉川芳男君 当局はされたと言ひますし、また問題がたふさんあると言つてくるものもあるわけでございますが、それじや具体的な条文について、ここは問題だ、ここは何とかしてやらねえや困るといふところを指摘申し上げますので、ひとつ御見解を聞きたいんでございまして。

まず第三条、「営業の許可」の二項に「公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができ」と、こういう条文になつておりますが、この中に「必要がある」とあるのは「必要の限度において」という、「必要」といふ言葉が二つも出てきていますのでございまして、どうもこの意味があいまいであり、やっぱり警察官の恣意や拡張解釈がなされやしないか、やないか、こういう苦情といひますが、要望があるわけでございますが、それについていかがお考えになりますか。

○説明員(古山剛君) 現在の風俗法の各県の施行条例におきましても、許可時の客観的条件に照らしまして、許可をするに当たつて必要があれば条件を付することができることになつてはいるわけでございます。

それで、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持、それから少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するといふこの法律の目的を達成するため、そのまます許可をした場合にはやや問題があるといふときに条件を付すわけでございまして。例えば旅館に對しまして、接待をしたいといふことで改正法案の第二条の第一項第二号の料理店の許可を与える場合に、個室で接待をしないこととか、あるいは許可の対象となる宴会場と個室とは明確に区分された構造とするといふ内容のものなどが考えられるわけでございまして、必要があるときに条件を付すわけでございまして、必要があるときに「必要の限度において」といふことで、これはあくまでも業者の方の過大な負担とならないよう

に絞りをかけているわけでございまして、警察の解釈によつて必要以上に負担をかけるというふうなおそれは全くないものというふうな考へておる次第でございまして。

○吉川芳男君 次は第四条の許可条件の二項の二号に、一年以上の懲役もしくは禁錮の刑に処せられた者は云々といふことで、これはこの執行が終つてから五年を経過しなければ許可を受けられないと、こういう条件がございするけれども、いわゆるこれが人的な資格事項といふことなんですよけれども、この中にいろいろ、刑法あるいは売春防止法、職業安定法等々、列記してありますけれども、人間は時と場合によつては罪を犯さないわけでもない。例えば道路交通法とか、あるいは所得税法とか、あるいは外国人登録法といふようなほかの法律でもつて罪を得た場合に、この条項でこの人には、金輪際といふふうには書いてありませんけれども、五年といふ、これはもうほとんど商売つけれないといふ方が早いぐらゐなものでございまして、これはちよつと厳し過ぎるんじゃないやなからうかと、こういうふうな陳情があつたわけでございまして、この辺につきましてもどのように考へたらいいんでしようか。

○説明員(古山剛君) 第四条の二号には、人的許可条件のうち、いろいろな罪に觸れて刑に処せられたりした場合の欠格条件について書いてあるわけでございすけれども、この点につきましても業界の意見も十分聞きまして、他の立法例よりは緩やかにしているわけでございまして。一年以上の懲役または禁錮に処せられたといふ場合に、これが他の法律といひますか、風俗営業と全く関係ない、そういうものでございする罪に当たるようなことをした場合でもなるというのはどうかといふことでございすけれども、風俗営業の健全化、適正化を図つていく上におきましては、やはり違法意識のある方にそういう営業をやつていただくといふことが非常に大事ではないかといふことで、このように決めたわけでございまして、これも他の法律よりはまた緩やかにして

いふものでございす。

それから、一年以上の懲役または禁錮になるのはどのぐらゐかといふことを御参考までに申し上げたいと思ひますけれども、有罪とされた者のうちの全体では二%にも満たないといふ極めてわずかなものでございまして、こういうふうな方といふのはよほど情状も悪い、罪状も重い者ばかりではないかといふことでございまして、こういった方にはやっぱり風俗営業者にはなつていただきたくないといふことで、このように規定したものでございす。

○吉川芳男君 その後の三号も困ると言つておるんですね。

「集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」と、こういうわけでございまして、この点については、おたくさんから出されたこの規則、どういふことを予定されているのかといふことなんですが、傷害とか常習賭博とか覚せい剤保持とか、あるいは売春防止法違反などを予定していると、こういうわけなんですけれども、今はそういうことで考へておるんでしようけれども、これらはだんだん規則がふえてくるんではないか、他にも及ぶんではないか、拡張解釈されるんじゃないか、こういうふうな考へておるんですが、これはいかがでございすか。

○説明員(古山剛君) この規定はいわゆる暴力団を排除する趣旨でございす。ただ、法律に暴力団はだめだといふふうにも書けませんので、暴力団をできるだけ特定するためにこういう規定をしたものでございまして、二年前に改正になりました警備法におきましても、暴力団を排除する趣旨から全く同様の規定がございまして、現在極めて適切に暴力団を排除してきているといふものでございまして、御懸念の点はないように今後運用してまいりたいといふふうな考へておるんです。

○吉川芳男君 次は、第二十条の「遊技機の規制及び認定等」といふ項目の中の三項ですが、「国家

公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に
 関し、国家公安委員会規則で、前項の公安委員
 会の認定につき必要な技術上の規格を定めること
 ができる。」と、こういうわけなのでございまし
 て、この点につきましては、パチンコの一部業者
 の言うには、今までは各県の警察の保安課にその
 型式を見てもらって許可を受けたと、こういうこ
 となんです、今度は中央で全部統一する、こう
 いうことになる、私はどうもその点はちよつと
 業者の言い分をにわかには全部是認するわけに
 いかないんですけど、地域的な特徴がなく
 ると、こう言っているんですね。パチンコに地域
 的特徴というものがなくなると、パチンコに地域
 的の大手の機械メーカーに非常に有利だと、こうい
 うふうにもとられかねないわけなんです、これは
 一体どういふことから条文に入ったのか。今ま
 では玉出しの数も千三百発とか、いわゆるフラッ
 シュの時間も十五秒とかというふうになつてい
 そうでございまして、それほど中央集権的に一
 手に取りまとめる必要があるのかどうか、この辺を
 ひとつ聞かせてもらいたい。

○説明員(古山剛君) 第二十条の一項には、これ
 は四條の關係を引いたものでございまして、これ
 も、パチンコ業者が用いる遊技機につきまし
 て、著しく射幸心をそそるおそれがない遊技機で
 なければならぬ、こういうような趣旨がござい
 ます。それから三項には、さらに遊技機の型式に
 関して「必要な技術上の規格を定めることができ
 る。」というふうにしたわけがございまして、これ
 も、現在それではどういふふうになつてい
 るかということも申しますと、パチンコ業者の
 方が許可を受けるときに、まずその機械まで全部
 ホールに入れます、そして一台一台これは遊技
 場営業に使つてよろしいかということも聞いて、
 それでだめならまた戻さなきゃならない、また途
 中で機械を入れかえるときには、また一台一台見
 てもらわなければならぬ、そういう規定になつ
 ているわけがございまして、それは余りにもパチン

コ業者にとつてリスクが大きいということ、それ
 からまた、もちろんメーカーにとつてもリスクが
 大きいわけがございまして、
 そこで、法的な規定はございせんけれども、
 事実上のサービスといたしまして、各県の公安委
 員会であらかじめ、パチンコ業者に販売したい
 という機械を事前に見まして、これならよろしい
 ということを認定しまして、それからパチンコ屋
 さんの方へ機械が入つていくというのを事実上
 やつていくわけがございまして、そのシステムを今
 度法的な根拠に乗せたいということ、遊技機の
 認定とかあるいは型式の検定というものをこの二
 十條の中にも盛り込んでいくわけがございまして、
 ただ、そういうことを法的なルートに乗せる場
 合に、やはり著しく射幸心をそそるような遊技機
 は認められないというのの当然のこととございま
 して、そういうようなことにならないように、第
 二十條の一項あるいはこれは四條の三項でござい
 ますが、で基準を定め、それからまた、大量生産
 されるようなものにつきましては技術上の規格を
 定めて、著しく射幸心をそそるようなものになら
 ないというように定めたいというものでござ
 いまして、著しく射幸心をそそるおそれがある
 かどうかということが判断の基準でございまして、
 全国画一化しようとか、そういうようなこと
 は全くないわけがございまして、現実にもパチン
 コの機械というのは多種多様、幾らでもあるわけ
 がございまして、その方向を今後とも変えてい
 うというものではございせん、その著しく射
 幸心をそそらないという範囲内におきまして、ど
 ういふ機械をメーカーが開発し、そしてまたパチ
 ンコ業者がそれを買われるかということ、それ
 は自由でございまして、むしろこういうふうな
 技術上の規格を定めている方がメーカーの方もホ
 ールの方も、安心して新しい機械を要望し、また
 生産することができるといふことで、むしろ業界
 の今後の健全な発達の上におきましてプラスにな
 る、そういうシステムではないかというふうにか
 考えているところでございまして。

○吉川芳男君 次は第二十四條の「営業所の管理
 者」、これは衆議院において修正されてきたわけ
 が、「公安委員会は、管理者が」「この法律に基づ
 く条例の規定に違反した場合には、その情状
 により管理者として不適当であると認めるとき
 は、風俗営業者に対し、当該管理者の解任を命ず
 ることができる。」というわけがございまして
 が、これは修正案では「勧告することができる。」
 と、こういうふうな和らげられてまいりましたけ
 れども、業者に言わせると、どうもこれは大同小
 異だ、言うなれば管理者が、オーナーである営業
 者の言うことを聞くよりも、警察のサゼクション
 といいますか、勧告といひますか、そういうこと
 に重きを置いて、どうも事業を進めていきにく
 くなる、こういう言われ方なんでしょう、し
 からは、それじゃどうしたらいいものかなと、私
 考えてもいまい知恵も浮かびませんけれども、この
 辺の規定が入つた理由等をひとつ聞かしてくだ
 さい。

○説明員(古山剛君) 従来の風営法の考え方
 は、風俗営業者は、端的に言えば取り締まるべき
 対象であつた。ところが、そうであつてはならぬ
 といふふうな私どもも考え、国民に娯楽と憩いの
 場を与える風俗営業につきまして、やはりこれは
 健全に発達を促していただく、そのために警察とし
 ていろいろ御指導申し上げる、そういうもので
 はないかというので、そういうふうな考え方を
 変えたわけがございまして、そういうふうな
 健全化、適正化を図つていくための施設の一つと
 して管理者制度、この管理者制度というものは従
 来から各県の条例に規定されておつたわけが
 ございまして、この規定を整備したわけが
 ございまして、
 管理者につきまして公安委員会が何でもかんで
 も解任できる、自由でできるといふことではござ
 いませんが、管理者というものはそれぞれの営
 業所にありまして、そして営業者に対しては助言
 をし、そしてまた使用人とか従業員に対しては
 いろいろ指導して、そして違法な営
 業をしないといふ、そういうことをいろいろや
 っていたためのものでございまして、それが実
 は管理者が法律に違反するようなことをやつた
 という場合には、これは法の趣旨、風俗営業者の健
 全化を図つていくといふ趣旨といふものが
 完全に没却されるわけがございまして、そう
 いふ意味において、そういう率先して違法行為を
 やつたといふような者につきまして、これは管
 理者としてふさわしくないといふことで、「解任を
 命ずることができる」といふふうな規定にしてお
 つたわけがございまして、ただいまお話にも
 ございまして、衆議院の修正によつて、「勧告
 することができる」といふふうな改まつたわけ
 がございまして、
 この改まりました趣旨といふのは、営業者の自
 主性というものを尊重して、管理者をどうこうす
 るといふことにつきまして自主性を尊重した規定
 になつていくわけがございまして、そういうこと
 がございまして、
 ○吉川芳男君 それから、二十二條の「禁止行為」
 の中の四号に「十八歳未満の者を営業所に客とし
 て立ち入らせること」が禁止されているわけが
 ございまして、この条項も、どうもホールの方では、
 子供のようだがおまえ幾つだと言つた場合に、年
 がもうおれ十八になつてゐるんだ、こう言われ
 た。しかし後から警察官が来られて、どうもこれ
 はちよつと子供のようだがと、こう言つた場合
 に、本人に聞いて、いや実は十六だといふこと
 になつた場合に、子供が自分の年齢を詐称して
 にもかかわらず、その罪はどうかホール側に来
 うな条項なんだけれども、この運用についてはど
 ういふふうなされるのか、こういうことで、
 それから今度、ついでにもう時間もありません
 らもう一つ聞きます。
 二十五條のこの「指示」の中に、「少年の健全な
 育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指
 示をすることができる」といふことなんです、
 これはどういふ指示なのか、非常にあいまいでは

ないかということなんですが、この二点についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(古山剛君) まず二十二条の「禁止行為」第四号において、十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることが禁止されているわけでございますけれども、この点につきましては現行法におきましても、第四条の三の第一項で「風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない」ということで、「十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること」という同様の規定がございます。現在まで問題なく運用されていただいているところでございます。

それで、具体的にその年齢が十八歳未満云々ということがはつきりわからないではないかということでございますけれども、はつきりとわかる者をあえて入れたというような場合は別といたしまして、これは、この規定は過失は処罰しないことになっておりますので、十七歳あるいは十六歳だけれども体が大きかったから知らなかったというような、わからなかったというものについては、そこまで処罰しようというものではないかと、そこで、御懸念の点はないのではないかと、このように思っているわけでございます。

それから、「指示」でございますけれども、これにつきましましては、具体的にどういう指示をするかというようにございまして、それぞれの違反の態様に応じて、必要な限度で指示をしていくということでございますが、例えば卑わいな看板による広告、宣伝を行っているという場合にはその当該看板の撤去等を指示するとか、あるいは照明の照度が不十分な場合にはその照明をもっと明るなものにつけかえてほしいとか、そういうような指示でございます。そういうような指示を行う、こういうことでございます。

○吉川芳男君 次は、第三十七条の「立入検査等」なんですけれども、これも衆議院において修正された条文の一つでございます。改正案について余り云々することはよくないかもしれませんけれども、警察官が立ち入って「帳簿、書類その他の物

件を検査せ、若しくは関係者に質問せることができる」という初めの案は、どういふ発想のものでございまして、どういふ必要性があつてどういふ条文ができたのか。例えば帳簿となりまして、これは主に警察署というよりも税務署の方、そつちの方が必要なものでございまして、警察署としては余り必要のないものでございまして、これに對していろいろ疑念や問題があつたから、警察署も、これを入れるに当たりまして、初めの考え方をひとつ参考のためにお聞かせ願いたいと思つてあります。

それから最後に、この立入検査というものは「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」ということで、まさにこれは寝た子を起しているような条文でないか。犯罪捜査のためでないならば、何のためにそれや立入検査なされて、あれ見せろ、これ見せろというふうなことを言われるのか。そこらはどうもやっぱり業者も心配になる種だと思つてありまして、ひとつ明確にしてください。

○説明員(古山剛君) まず、立ち入りの規定につきましては、現行の規定を原案の三十七条のように変えた、「帳簿、書類その他の物件を検査せ、」云々という規定をつけ加えた、こういう趣旨でございますけれども、現行法におきましても警察官の立ち入りの規定がございまして、その中に「帳簿、書類その他の物件の検査」というのは入つてございませぬけれども、これは立ち入りの権限の中に含まれるというふうな解釈され、そのように運用されてきたわけでございます。

ただ、最近の立法例によりまして、すべてこういうふうなもの文が入つておられますので、ただそれに、近時の立法例に合わせて、そういうことをはつきりさせた方がいいんじゃないかということ、原案のような規定の仕方にしたわけでございませぬけれども、この表現につきまして、現行法の立入権と比べましてその範囲が拡大されるのではないかと、そういう疑念が表明されました

ので、無用の誤解を避けるためにこの表現を削除いたしました。従来の規定に即して修正をするところになつたものというふうにかがってるところでございます。現行法におきましても、立ち入りの目的を達するために必要な措置をとつているところでございますけれども、改正法案がもし成立いたしましたら、それに即して今後とも適切に運用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、現行法には「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」という規定が入つたのはなぜか、こういうことでございますけれども、この立ち入りの権限というのは、これはもともと犯罪捜査のために立ち入るといふような、そういうものではございませぬ、その風俗営業等が違法な行為が行われないように、適正に行われるように行政上いろいろ指導し監督する、そのために立ち入り等が行われるべきものでございまして、その辺の趣旨をはつきりした方がいいんじゃないかということ、今回こういう規定を設けたものでございまして。

○吉川芳男君 以上はパチンコ業界での危惧の声を代表して、羅列して申し上げたわけでございませぬが、いま一つ、これは別な業界ですが、スナック業界では、これは非常に零細な事業なんだから、かえつて許可営業にされて許可を取するためにいろいろ手続が難しいし、これを行政書士会等にお願ひしますと十万円ないし十五万円ぐらゐの金が取られる、それならば簡単な届け出の方に入れてもらつた方が得するんじゃないか、こういう考え方がありますが、大体このスナックという業種は、私、これおたく様からいたたいろいろ第何号営業という中に明確には載つていませぬけれども、そこらはどういう位置づけをされていられるのか。また、さつき言うような零細な業界であるから、届け出というのものもつものような願ひですけれども、そこらでは考えられないものかどうか、お聞かせ願ひしたいと思います。

○説明員(古山剛君) スナックということござ

いまして、スナックという言葉を使つて営業されている形態にもいろいろあるかと思つてございませぬけれども、一応一般的に見まして、酒類を中心として提供して飲食させておられる店ではないかというふうな思つてございませぬ。

それで、そういう酒を中心として飲食させる営業の方が「接待」をしたい、例えば接待行為を営業としてやりたいという場合には、現行法でも改正法でも同じでございますけれども、例えばカフェというふうなことで風俗営業の許可を取つていただくと、こういうことになるわけでございますが、営業に接待行為が伴わないというものであれば許可は取る必要はないということでございます。

それから、大変許可申請をするときにややこしい手続があつて、金も相当取られるというふうなこと、ございませぬけれども、現在はそういう許可の手続につきまして各県の条例で決めておりました、非常に厳しい複雑な書類等も要求するところもございませぬけれども、今回はそういうことにならないように、許可の申請に当たりましては、構造、設備については概要を書いた書類を出してもらえばよろしいということにして、この許可手続の簡素化を図つていこうとございませぬ。

それから、どのような場合に届け出で済むことになるかということ、ございませぬけれども、接待行為を伴わない飲食店、スナックであれば、これは何も要らないわけ、ございませぬけれども、ただスナックというのは酒類中心の営業飲食店でございますので、午前零時以降営業されるという場合には、これは現在各県の条例では深夜においては営業することは禁止されておりますけれども、今度の改正案におきましては、午前零時以降は、届け出を出していただければ、特定の条例で禁止された場所以外では営業することができるといふことで、深夜においては営業するときは届け出を出していただく、こういうことになるわけ、ございませぬけれども、午前零時以前であれば、例えば接待を伴わないで風俗営業にならない場合には届け出も要し

ないということになるわけでございます。

○吉川芳男君 最後に、それじゃ、これは御答弁を大臣か警察庁長官にお願いしたいんですけども、今回の改正案は、指示等の行政処分の積極的導入というふうに考えられますし、また、先ほど申し上げましたように、政令や国家公安委員会規則あるいは地方の条例というふうに任されている部分もかなり多くて、一口で言うと、警察の行政権が非常に拡大強化されているというふうに見られるわけでございますが、こういうことに對してどういふふうにご考えられているか、また今後の運用についてどういふような注意事項というか、警察庁は、これはやがて各県あるいは警察職員の果てまで周知徹底させる必要があるわけでございませうが、そこらについて心構えといいますか、所見をひとつ承りたいと思ふんです。

○政府委員(三井備君) 今回のこの改正法案は現行の法律を基礎としておるわけであります、警察官の権限という点について申しますと、現行法と基本的には変わりないところでございませうが、風俗関連営業等、適用される対象が量的にふえてまいり、こういうふうなこともありまして警察官が忙しくなるというようなことは確かにあるわけでございます。したがって、権限の強化というような誤解を招かないように、持つておる権限を厳正に、これを間違いなく適正に運用するということについては、殊にこの仕事に携わる者は第一線の警察官及び警察職員、こういうことになりますので、この点については十分指導教養を徹底してまいり、間違いなきを期してまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○吉川芳男君 時間が来ましたので、これでやめます。

○委員長(大河原太一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、次回の委員会を七月十九日午前十時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十四分散会

昭和五十九年七月三十一日印刷

昭和五十九年八月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W